

平生町告示第48号

平成21年第8回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年11月26日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成21年12月9日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君	大井 哲也君
岩本ひろ子さん	田中 稔君
淵上 正博君	藤村 政嗣君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
吉國 茂君	平岡 正一君
河内山宏充君	福田 洋明君

12月17日に応招した議員

応招しなかった議員

平成21年 第8回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成21年12月9日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成21年12月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第6 議案第2号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第7 議案第3号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 日程第8 議案第4号 平成21年度平生町一般会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第10号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第15 議案第11号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第16 議案第12号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 平生町大田教育文化基金条例を廃止する条例
- 日程第18 議案第14号 平生町立平生幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第19 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第20 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(9日間)
- 日程第5 議案第1号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少

及び規約の変更について

- 日程第6 議案第2号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第7 議案第3号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 日程第8 議案第4号 平成21年度平生町一般会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第10号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第15 議案第11号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第16 議案第12号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 平生町大田教育文化基金条例を廃止する条例
- 日程第18 議案第14号 平生町立平生幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第20 委員会付託

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 田中 稔君 |
| 6番 淵上 正博君 | 7番 藤村 政嗣君 |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君 |
| 10番 吉國 茂君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 河内山宏充君 | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長			弘中 賢治君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	洲山 和久君	佐賀出張所長	村上 勲君
学校教育課長	福本 達弥君	社会教育課長	木谷 巖君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第8回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において吉國茂議員、平岡正一議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第

121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告及び日程第5、議案第1号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから日程第7、議案第3号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

12月の声を聞き、今年も1年が瞬く間に過ぎた感じがいたします。最近の気候は、地球温暖化の影響なのか、以前ほど季節の輪郭がはっきりしないように思うのは私だけではないと思います。以前は師走を迎えるこの時季は、朝、戸を開けると体が寒気で引き締め、庭が一面の霜だったり、吐く息が真っ白で、日の出の輝きが透明だったり、冬がはっきり実感できたものでございました。

今年は気象的にも、全国的に局地的なゲリラ豪雨を初め、雷、竜巻など、昨今の異常気象による自然災害の被害が多発した年でもありました。

特に、7月下旬の山口豪雨災害では、17名の尊い命が奪われるなど、甚大な被害があったところであります。

また、新型インフルエンザの感染者の急増や8月の駿河湾を震源とする地震など、今年はあらゆる厄災に見舞われたところであります。

なお、毎年被害が心配される台風につきましては、今年は先月の11月下旬にも22号が発生したようですが、昨年からの今年までの台風17号まで日本本土への上陸はゼロでありました。この2年間で日本本土に上陸したのが、今年の10月、東日本に上陸しました台風18号のみとなっております。

最近の気温におきましても、先ほど申しましたとおり、比較的温かいしのぎやすい日が続いてきたところであります。気象庁はこの11月下旬に向こう3カ月の予報を発表し、今年の冬は暖冬になりそうだということでありますが、ようやくここにきて寒気が増してきたところであります。

す。

あわせて、慌ただし歳末の気配が漂い始めたきょうこの頃であります、定められました、平成21年第8回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、まず平生町のこの一年の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

まず、元旦恒例の大星山での「初日の出」を皮切りに、県下トップを切って開催される「出初式」、大人への第一歩をお祝いする「成人式」の開催、昨年秋以降の景気減速の直撃による非正規従業員の雇用契約の打ち切りなどに対応した「離職者緊急支援相談窓口」の設置、第四次平生町総合計画策定に向けた準備作業のスタート、国の第一次、二次補正の追加経済対策に伴う「定額給付金事業」を初め、「子育て応援特別手当事業」、「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業」、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」など、1月から3月にかけても、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

また、新年度予算におきましては、テーマを「選択と集中による行財政改革と財政基盤の健全化の推進」をもとに、「町民との協働によるまちづくり」「安全・安心なまちづくり」「未来を担う子どもたちを育むまちづくり」「活力にあふれ躍動するまちづくり」「持続可能なまちづくり」の5つの各分野の実践テーマに沿った、さまざまな事務事業に本年度取り組んでいるところであります。

更に、7月の臨時議会で御議決をいただいたところでありますが、21年度の国の補正予算で経済危機対策として「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」や「地域活性化・公共投資臨時交付金事業」を活用した取り組みを実施しているところであります。

特に、平生町としましても大プロジェクトであります「平生小学校普通教室棟改築事業」及び「平生中学校体育館耐震改修事業」を本年度から着手をしたところであります。

その他、4月からの役場組織の機構改革を初め、5月の新型インフルエンザ対策本部の設置、風力発電所完成にあわせた手づくりイベントの開催や「風車キャラクター」の作成、福祉医療の制度維持、7月下旬の本町での集中豪雨、8月の衆議院議員総選挙、公立保育園のあり方を検討する庁内会議の発足、新たな行政改革大綱の策定への着手、「平生町災害時要援護者住宅用火災警報器設置補助金交付事業」など、さまざまな取り組みにつきまして、ほぼ順調に推移いたしております。この機会に議会を初め町民や関係機関の皆様方の御協力に対し心より謝意を表したいと思っております。

議会におかれましても、2月臨時会を皮切りに、本日の12月定例会まで計8回にわたる議会の開催を初め、各委員会の開催、各研修会の実施、また、5月の臨時議会における、新たな議会構成でスタートされるなど、議員の皆様方の精力的な御活動に対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

る次第であります。

なお、先ほど申し上げましたが、平生町にとりまして大プロジェクトであります、「平生小学校普通教室棟改築事業」及び「平生中学校体育館耐震改修事業」が、これからいよいよ本格的な工事に入っていきることになりますが、特に子供の安全確保を最優先に、万全を期して取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ皆様方の御協力をよろしくお願いを申し上げますところであり

ます。

次に、国内外のこの1年の出来事について触れてみたいと思います。

今年1番の大きな出来事は、やはり8月30日に行われました衆議院議員選挙により、民主党が圧勝し、9月16日に3党連立の鳩山内閣が誕生したことであります。鳩山首相は「政治と行政の仕組みを根本的に変える」という意気込みの中、新政権がスタートいたしております。

新政権が発足以来、間もなく3カ月になりますが、毎日のように政府の報道で、我々も大きな変化を実感をしているところであります。

そうした中、10月15日に各省庁の平成22年度予算概算要求が出そろいました。概算要求総額は、約95兆円となり過去最大の規模となっております。この中にはマニフェストに盛り込まれた「子ども手当」の半額実施を初め、公立高校の実質無償化、農業の戸別所得補償、高速道路の無料化、雇用対策などの6事業や地方交付税1兆円増額も盛り込まれております。

このうち450事業につきまして、政府の行政刷新会議の「事業仕分け」で削減が進められ、11月27日にこの作業が終了いたしております。この「事業仕分け」は、いろいろ議論があったところではありますが、100以上の事業を廃止・凍結とし、独立行政法人の国庫返納など大なたが振るわれたところあります。

なお、目標の3兆円には届かず、1兆8,000億円の財政面の効果ということではありますが、それよりも国民が、この情報公開により、いろいろな議論を呼んだ予算編成作業であったことは、大変その意味で意義があったのではないかと考えております。

これからどういう政治判断が行われていくのか、現在の報道では、国の新年度予算の政府案は例年より1週間程度遅れの年末ぎりぎりになると見込まれております。

新政権の「地域主権」や「コンクリートから人へ」というメッセージの中、いまだ不透明感はぬぐいきれませんけれども、いずれにしても、国民から負託された責任の重さを噛み締めて、スピード感をもって、今後、予算の具体的な方針と中身を示してほしいと考えております。

次に、経済情勢であります。

昨年の秋以降の世界経済の危機から1年以上を経過をいたしました。わが国の経済において依然、深刻な状況にあり、特に雇用の悪化が深刻化しております。

11月下旬に国が発表した労働力調査によりますと、10月の完全失業率は5.1%で、完全

失業者は344万人、前年同月比で89万人の増となっております。

また、有効求人倍率も0.44倍で、依然低い水準となっております。

ちなみに、山口県の有効求人倍率は、0.55倍で、地域別では柳井が0.41倍と県内で最も低い地域となっております。

山口県の来春卒業予定の高校・大学の10月末時点での就職内定率を見ますと、高校が71.1%で前年同月比マイナス6.6%、大学が54.1%で前年同月比マイナス4.5%、極めて厳しい状況となっております。現実問題として雇用悪化に歯どめがかかっておらない状況にあります。

10年前の「就職氷河期」を思い起こしますけれども、社会に希望をもって羽ばたいてもらうためにも、今後の国づくりの土台となる人材を育成するためにも、われわれ大人が責任をもって真剣に取り組んでいかなければならない緊急の課題であると考えております。

また、11月20日に政府は「緩やかなデフレ状態」と発表いたしました。

デフレは御承知のように、需要の不足で物価が下がり続ける現象で、消費者にとっては恩恵のように見えますが、企業の収益悪化で、賃金の引下げやリストラなどにつながり、悪循環となれば「デフレ・スパイラル」と呼ばれております。

経済全体からみれば危険な状況であり、更に、このところの円高とあいまってデフレは依然深刻な状況となっております。

こうした景気・雇用対策に加え、円高、株安局面を受けて、昨日、総額7.2兆円、事業規模24.4兆円の「緊急経済対策」が閣議決定をされ、今後、正式決定される第二次補正予算に盛り込まれることとなったところであります。

次に、新型インフルエンザについてであります。

新型インフルエンザにつきましては、4月24日メキシコで感染が確認され、現在全世界に広がりを見せていることは御案内のとおりであります。

本町におきましても秋以降流行の兆しを見せておりまして、対策を講じているところでありますが、インフルエンザ感染の未然防止、拡大防止のため、この秋予定をされておりました「青少年健全育成推進大会」を初め、「駅伝競走大会」、「平成20、21年度文部科学省コミュニティ・スクール推進事業調査研究指定校研究報告会」など、やむなく中止をいたしましたところであります。

残念な結果ではありましたが、まずは、児童・生徒の安全を最優先に考え、措置を講じさせていただいたところであります。

なお、新型インフルエンザの状況につきましては、後ほど詳しく行政報告をさせていただきます。

次に、山口豪雨災害についてであります。

山口県は7月21日に記録的な豪雨に見舞われ、土石流による土砂災害が発生するなど甚大な災害を被りました。本町におきましても、当日は1時間雨量の最大が61ミリという、すさまじい豪雨となり、一部冠水や土砂災害などが発生したところでありますが、幸いにして大きな被害には至りませんでした。住民の生命財産を守る行政として、最大限の取り組みをしていかなければいけないと改めて痛感しているところであります。

次に、暗く、心が凍るような事件や事故のニュースが多発する昨今、本町の明るい話題について少し触れてみたいと思います。

本町におきましては、この度、秋の叙勲を初め、県選奨、知事表彰など、各分野での多くの個人や団体が受賞されておられます。長年にわたり地域社会に貢献された御功績が評価されたもので、町としても大変大きな荣誉であり、お祝いを申し上げますと同時に、今後の御活躍をお祈り申し上げるものであります。

次に、今年の秋も、各地区で盛りだくさんの行事やイベントが開催をされました。

特に公民館単位での手づくりの「地域のふれあいイベント」は、地域の元気と結束力を感じたところであります。

また、12月に山口県で行われる全国中学校駅伝大会、この12月19日でございますけれども、山口県で行われる全国中学校駅伝大会へ平生中学校男子が出場し、また周東フットボールクラブも来年1月、東京で行われる全国大会へ出場することとなりました。ぜひ頑張ってください、優秀な成績を挙げられるように健闘をお祈りするところであります。

それでは、9月定例会以降の諸般のことを中心に、本年度の取り組みの柱に沿って、これより「行政報告」として触れてみたいと思います。

まず、「町民との協働のまちづくり」であります。

今年度第2回目となる行政協力員会議を11月中旬に町内5会場で行いましたが、有意義な会議であったと思っております。秋の会議は主に行政協力員の皆さんからの御意見や御質問をお聞きすることを中心に開催しておりますが、こうした意見等を踏まえ町政に反映していきたいと考えております。

なお、このたびの会議で「災害時要援護者火災警報器設置補助金」の事業について、自治会と連携した取り組みをお願いをさせていただいたところであります。

この事業は、要援護者の火災時の被害の抑制を初め、火災警報器の普及促進、地域防災力の育成、地域要援護者リストの整備など、多面的な効果を期待しているところであります。

地域の方々を初め、民生委員、消防団、行政など連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、「安全・安心なまちづくり」について、まず、新型インフルエンザについて御報告をいたします。

11月の新たに受診したインフルエンザ患者が1医療機関当たり30人を超え、初めて警報レベルに達し、流行が本格化しております。県内におきましても、11月19日、「注意報」から県下全域に「インフルエンザ流行発生警報」が発令されたところであります。町内におきましても、幼稚園、小・中学校、熊毛南高校において、学級閉鎖や学年閉鎖を行っております。

なお、柳井地域休日夜間応急診療所の休日等の受診者数が、11月中旬ごろから100名を超える状況となったため、12月から休日等の診療体制を医師について、1名から2名体制、看護師についても、2名から3名体制で、医療体制の充実や待ち時間の解消に、今、努めてきたところであります。

また、年末年始についても、小児科医師を含め、医師2名体制に拡充して対応することといたしております。

ワクチンの接種については、国は、10月19日から開始し、県においても、10月末から妊婦や基礎疾患を有する方への接種が始まっております。ワクチン接種費用やスケジュール等については、広報11月号で周知をいたしておりますように、実費負担として、低所得者への接種費用は免除することとし、対策経費につきましては、本12月補正予算で対応することといたしております。

公立保育園におきましては、集団感染には及んでおりませんが、いつ発生してもおかしくない状況でございますので、今後とも、うがい、手洗い等の感染予防と感染拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。

学校における新型インフルエンザの状況であります。新型インフルエンザに対する教育委員会の対応といたしまして、学校、幼稚園に対しまして教育委員会への報告や予防対策、医療機関への受診方法等について、指導や情報提供を行っております。

また、消毒液や除菌剤の各学校等への配布や各学校、幼稚園におきましては、消毒液を購入し、学級や受付、職員室、保健室等に備え付けるなどの対応をしてまいったところであります。

9月、10月に入り、近隣市町の学校で新型インフルエンザが発生する中、町内では発生をみておりませんでした。10月22日に初めて平生小学校から1名の児童がA型陽性ということで罹患をいたしました。

11月からは、感染が広がり、町内3校で学級・学年閉鎖、平生幼稚園におきましても全クラスを閉鎖するなどの措置をとっております。12月8日現在で町内の幼・小・中学校で421名の園児、児童・生徒が感染をいたしておりますが、これまで入院ということもなく、全員が軽症のまま回復をしておるところであります。

新型インフルエンザは感染力が強く、特に学校は感染が広がりやすい所でもあります。

これから冬に向けて、感染予防対策の徹底や出席の停止、臨時休業措置等、適切な実施及び対応を考えてまいりたいと思います。

次に、21年度版「子育て応援特別手当」について御報告申し上げます。

7月臨時議会で御議決をいただき、広報9月号で制度の概要や配偶者からの暴力の被害者への事前申請手続きなど周知したところでございます。

また、事務作業につきましても一部進めておりましたところ、10月15日、厚生労働大臣から、より充実した施策に振りかえるため、執行停止の連絡を受け、政権交代による政策変更が行われました。

町民に対しては、国の制度であり、国の方針のため、広報11月号で執行停止の周知を行い、御理解をお願いしたところでございます。

また、今後の町の方針につきましては、次年度からの子ども手当への創設など恒久的な施策が推進されることもあり、国からの実施要綱の廃止が届き次第廃止する方向で検討したいと考えております。

次に、「未来を担う子どもたちを育むまちづくり」についてであります。

学校耐震化につきましては、平生小普通教室棟において基本設計をもとにした実施設計の内容が固まったところであります。新校舎の完成イメージ図では、外観は斬新ですっきりした校舎となっております。室内は、廊下とラウンジを併設し、明るくゆったりとした開放的な空間となっております。

また、床や間仕切りには木をふんだんに使用して、全体的に温かみのある校舎となっているなど、今から完成を待ち遠しく思っているところであります。

仮設校舎におきましては、11月30日から授業を開始しており、現在、プールの解体・整地工事を実施をいたしております。普通教室棟の解体は来年1月から、新校舎の建設工事は4月からの予定をいたしております。

そのため、12月補正予算におきましては、普通教室棟改築のための工事請負費を初め、その関連経費、また、平生中体育館の耐震改修のための工事請負費及びその関連経費を計上いたしており、大型の補正予算となっております。

これまで順調に進捗いたしております。議員の皆様方には、お礼を申し上げますとともに、今後ともどうぞ御指導、御協力を賜りますようお願いをいたします。

次に、「活力にあふれ躍動するまちづくり」についてであります。

風力発電について申し上げます。

風力発電用風車の完成を記念し、一人でも多くの方々に風力発電を初め、新エネルギーへの関

心を高めてもらい、環境と調和したまちづくりの啓発推進を図る目的で、本町の新しいシンボル「風車のキャラクター」を作成し、愛称を募集したところでございますが、過日、愛称を「夢風車くるる」と決定いたしました。

このキャラクターが皆さんに愛され、また本町のPRにつながるように、しっかり活用してまいりたいと考えております。

次に、雇用促進住宅について申し上げます。

本町の雇用促進住宅につきましては、当時としては稀な取り計らいをいただいて、昭和46年及び昭和53年において、町内に2カ所雇用促進住宅が建設をされ、自来本地域企業の労働力の確保及び移転就職者の生活安定と福祉の向上に寄与してきたところであります。

しかしながら、近年の国の行政改革に伴う雇用促進住宅の譲渡・廃止の方針により、本町へ譲り受けの打診があり、町としても真剣に購入を検討してまいりましたが、現実問題として、町の厳しい財政状況の中、購入資金計画の実現性は大変困難な状況であることから、購入を断念せざるを得ないという結論に達したところであります。

こうした中で、町内の事業者から購入をしたい旨の意向を示され、平生町としても、定住促進を初め、町の活性化、雇用の場の確保などの施設として有効に活用が図られるものと考え、期待をいたしていたところであります。

そうした状況で国と民間の事業所との間で協議が続けられてまいりましたが、9月末に国の判断により、減額譲渡は公益法人に限るとの方針が示され、やむなく譲渡協議が中止となったものであります。

なお、現在国では、昨年末以降の派遣契約の中途解除等の緊急対策として、今後とも雇用失業情勢が続く間は、住宅の活用を継続していくこととなり、入居者の退去を促進する取り組みは、当分の間実施しないとの方針が出されておるところであります。

次に、「持続可能なまちづくり」についてであります。

平生町総合計画について申し上げます。

本町のまちづくりの指針であります総合計画は、現在第三次計画が平成22年度をもって計画期間が満了することから、次期計画、第四次計画の策定に向けて、現在鋭意取り組みを進めているところでございます。

今年度は、住民アンケート調査を過日行ったところでございます。町内在住の18歳以上の男女2,000人の方に調査票をお送りし、900人を超える方々から回答をいただいております。

現在、集計分析を行っているところでございますが、集計分析が完了しましたら、議会の皆様への御報告、また町民への公表を考えていきたいと思っております。

今後、これらの住民の皆さんの御意見、御提言も参考にしながら、着実に取り組みを進めてま

いりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に行財政につきまして、2点ほど報告を申し上げます。

まず、自治体財政健全化について、県は県と県内20市町の健全化判断比率を発表したところでございます。これは、自治体の財政破綻を未然に防止し、悪化した団体に対し、早期に健全化を促すため、平成19年に「地方公共団体財政健全化法」が制定、施行され、健全化判断比率の4指標及び公営企業会計の資金不足比率の算定、監査委員の審査及び議会への報告と公表が義務付けられたことによるものであります。

平生町の会計におきましては、すべての指標において国が定める基準の数値以下となっておりますが、数値の高い項目もあることから、今後も財政の健全化に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、来年度予算編成について、去る11月13日の課長会議におきまして、平成22年度予算編成方針を示し、あわせて財政状況の説明を行ったところであります。近年、集中改革プランや、第四次行政改革大綱の実践により、50億円を下回る予算編成となっておりますが、20、21年度と国の経済対策に伴い、多額の補正予算を計上し、地域の活性化に取り組んできたところでございます。

22年度予算におきましても、非常に厳しい状況に変わりなく、また、政権交代により新政権が推し進める政策の不透明な部分が多々あることから、動向を注視しながら、情報の把握に努め、持続可能な財政基盤の確立を目指し、予算編成に取り組んでいきたいと考えております。

「行政報告」の最後として、誠に残念なことでございますが、このたび、ひらお特産品センターで、11月30日に出荷をされました、野菜のシュンギクから、食品衛生法に基づく基準値を超える残留農薬が検出をされました。これは、県が実施しています食品中の残留農薬検査の抜き打ち検査で判明したものであります。この出荷した農家は、2連棟のハウスで菊を栽培しており、そのハウスの一部でシュンギクを栽培しており、菊に散布した農薬が同じハウス内に栽培していたシュンギクに飛散したものであります。

検出濃度が1日あたりの許容摂取量を超えていないため、健康被害の恐れはないということがあります。しかし、今回のような問題が起きたことは、今まで築き上げてまいりました、安全安心の農産物づくりを推進している平生町にとりましても大変大きな汚点でありますとともに、消費者の皆さんの信頼を裏切る重大な問題であり、誠に遺憾の極みであります。

今後、生産者の残留農薬等に対する意識啓発はもちろん、こうしたことが二度と起きないように再発防止にも努め、もう一度、安全、安心の原点に立ち返って、消費者の皆さんの信頼回復に一日も早く努めるよう、県と連携して厳しく指導し対処してまいりたいと考えております。

以上で、「行政報告」を終わります。

次に、国の地方財政対策にかかる本町財政への影響について、わかる範囲で触れてみたいと思います。

国の各種事業の見直しに伴い、地方自治体の財政に影響が出ております。県を通じて情報を今、収集しているところでございますが、今現在で把握している状況で報告させていただきます。

まず、国庫補助負担金事業についてでございますが、7月及び9月補正予算として御議決をいただき、またこのたび12月補正予算でお願いをいたしております、「平生小学校校普通教室棟築事業」、また、このたび新たに12月補正予算でお願いしております、「平生中学校体育館耐震改修事業」の財源としての「安全・安心な学校づくり交付金」、また、教育用コンピューターや電子黒板等の整備を進める「学校情報通信技術環境整備事業費補助金」、「理科教育設備整備費等補助金」につきましては、本町への影響は今のところないとのことであります。

また、「子育て応援特別手当」につきましては、手当そのものは執行停止になりましたが、既に準備に取りかかっていることから、準備経費や今後の対応に必要となる経費につきましては、国が補てんすることとなっております。

「地域活性化・公共投資臨時交付金」につきましては、「平生小学校普通教室棟改築事業」並びに「平生中学校体育館耐震改修事業」の補助裏の財源として充当しておりますが、これらにつきましても影響は今のところないということであります。

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」につきましては、7月補正予算で御議決をいただいている各種事業の財源でございますが、影響はないとのことであります。

次に、平成22年度の国の当初予算の概算要求につきまして、事項要求としての地方自主財源の大幅な増加、自動車関係諸税の暫定税率の廃止に伴う地方の減収への補てん、住民税の見直し、たばこ税の見直し、子ども手当の創設に伴う地方負担の有無など、自治体財政への影響が考えられますが、詳細がまだ不明な部分が多々ありますので、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

また、平成23年度以降には、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の廃止など、大きな影響が予想される事項もあり、情報収集を適宜行い、的確に対応してまいりたいと考えております。

以上、現在で把握している状況について申し上げますが、影響がないと申し上げました事業につきましても、引き続き継続して情報収集に努めて、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

こうした状況の中で、先般、東京で全国町村長大会が、全国989の町村長を初め、来賓の鳩山総理大臣や国会議員、関係者など約1,500名が出席をして開催されたところであります。政府自ら示している「地域主権」の確立、自主財源の大幅増額などの方針に沿って、町村が自主的・主体的に様々な施策を展開しうよう、国に特段の措置を講じるよう強く要請を行ったとこ

るであります。

今後、国に対して実行性のある経済対策と来年度予算編成での財源確保を強く求めていきたいと考えております。

それでは、本日御提案申し上げます議案は、事件3件、補正予算8件、条例3件でございます。このうち市町合併に伴います議案3件につきまして、本日御議決を賜りたいと存じますので、議事日程に沿いまして順を追って御説明を申し上げます。

まず、議案第1号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」から、議案第3号「山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について」まで一括して御説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、平成22年1月16日に山口市と阿東町が合併することに伴い、関係一部事務組合等の脱退等に係る協議について議会の議決が必要となってくるものであります。

内容につきましては、議案第1号につきましては、合併の前日をもって山口県市町総合事務組合から阿東町を脱退させ、阿東町が共同処理していた各種事務のうち合併直後の対応が困難となる交通災害共済事務についてのみ、新たに山口市として加入をするというものであり、それに伴う規約改正をいたすものであります。

議案第2号につきましては、市町総合事務組合から阿東町が脱退することに伴う財産処分について、議案第3号につきましては、山口県後期高齢者医療広域連合から阿東町を脱退させるものであります。

これらの協議は、地方自治法第290条及び第291条の11の規定によりまして、一部事務組合等を構成する市町議会の議決が必要となりますので、御議決をお願いするものでございます。

以上一括して提案をさせていただきましたので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。議長（福田 洋明君） これをもって行政報告及び提案理由の説明を終わります。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。一括で質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第1号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び規約の変更についてから、議案第3号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてまでの件を一括起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号から議案第3号までの件は、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．議案第11号

日程第16．議案第12号

日程第17．議案第13号

日程第18．議案第14号

議長（福田 洋明君） 日程第8、議案第4号平成21年度平生町一般会計補正予算から、日程第18、議案第14号平生町立平生幼稚園の条例の一部を改正する条例までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは、事件3件につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。御議決を賜りました一部事務組合における規約の変更等に係ります議決書につきましては、それぞれの一部事務組合に対しまして送付させていただきたいと思っております。

それでは、各議案につきまして順を追って御説明を申し上げます。

議案第4号平成21年度平生町一般会計補正予算であります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ8億7,526万4,000円の増額でありまして、予算総額は61億9,074万8,000円となるものであります。一時借入金の最高額につきましても、平生小学校普通教室棟改築事業と平生中学校屋内運動場の耐震改修事業の資金運用のため、4億円を追加をし、9億円といたしております。

初めに、今回の12月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費及び退職手当業務負担金など

の人件費の補正予算につきましては、平成21年5月及び8月の人事院勧告による給与改定と本年4月の人事異動に伴うもので、それぞれの費目や各特別会計において計上いたしておるもので、その都度での説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、歳出の主なものを、費目順に御説明申し上げます。

歳出につきましては13ページからでございます。

14ページの庁舎管理費のJアラート受信設備整備事業の工事請負費につきましては、国の平成21年度一次補正予算で創設をされました、防災情報通信設備整備事業交付金によりまして、全額国費により整備をするものであります。

15ページの財務財産管理費では、今後の財政需要に備えるため、財政基金の積み増しを行うものであります。

税務総務費におきましては、償還金利子及び割引料につきましては町税の過年度還付金の増加に伴い追加をいたすものであります。

18ページの社会福祉総務費では、国民健康保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、繰出金を追加をするものであります。

老人福祉総務費では、敬老祝金、百賀記念及び敬老会行事につきましては事業の完了による精算であります。繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、減額するものであります。

19ページの福祉医療対策費では、後期高齢者医療事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を追加するものであります。

障害者福祉費の負担金につきましては、障害者福祉サービスの実績に伴いまして増額するものであります。補助金の新事業移行促進事業につきましては、現行の障害者自立支援法に対応する事業所への移行に伴う諸経費の一部を助成するものであります。事務処理安定化支援事業につきましては、障害福祉サービス事業所などにおいて、事務職員を配置することに要した経費の一部を助成するものであります。

20ページの児童環境づくり推進事業費の備品購入費は、新型インフルエンザ対策といたしまして、加湿空気清浄機を児童クラブと子育て支援センターに設置するため購入経費を計上いたしております。これは、全額国費を財源として県に設置をされた、安心子ども基金の地域子育て創生事業として実施をいたすものであります。

20ページから21ページまでの保育所運営費では、保育士の賃金と法人保育園保育業務の委託料につきましては、入所園児数が当初見込みを下回ったことにより実績に基づいて、減額をいたすものであります。備品購入費は新型インフルエンザ対策といたしまして、加湿空気清浄機を町立保育園に設置するための購入費用を計上しております。負担金補助及び交付金につきましては、

新型インフルエンザ対策としまして、町内の法人保育園等が購入する加湿空気清浄機の費用を補助するものであります。先ほどの児童環境づくり推進事業費と同様に安心子ども基金の地域子育て創生事業として実施するものであります。

22ページの予防費では、扶助費として、新型インフルエンザ予防接種の優先接種者の中で、生活保護世帯と住民税非課税世帯を対象とする接種費用の全額公費負担分を計上いたしております。

25ページの漁港建設事業費では、海岸保全事業と漁村再生交付金事業の測量設計業務の確定に伴い、残予算額を工事請負費へ計上替えをいたすものであります。

26ページの商工振興費の、需用費の消耗品費と備品購入費につきましては、消費生活相談窓口の環境整備と相談事業を強化することを目的として、国の経済対策により、全額国費財源で県に設置された地方消費者行政活性化基金を財源といたして実施をするものであります。

27ページの土木総務費では、委託料として、地震防災マップ作成業務を計上いたしております。これは、平成21年度に創設された、住宅・建築物安全ストック形成事業に基づき実施をいたすもので、財源は全額国費で予算措置されるものであります。

28ページの港湾建設費では、県事業の平生港海岸高潮対策事業費の増額に伴い、町の負担金を増加するものであります。

29ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額いたすものであります。

消防施設費の工事請負費につきましては、防火水槽の設置工事につきまして、現場においてコンクリートで成型する工法から既製品の耐震性のある貯水槽を埋設する工法に変更したことにより、追加計上するものであります。役務費の車両登録手数料と自動車損害保険料および公課費の自動車重量税におきましては、国の経済対策により、消防庁が消火機材と救急機材を装備した多機能型の車両を全国で250台程度を市町村へ無償貸付する事業におきまして、平生町への配備が決定したことを受け、所要の経費を計上いたしているものであります。

30ページの事務局費の需用費では、新型インフルエンザ対策といたしまして、消毒液などの購入費を計上いたしております。

30ページの小学校費の学校管理費につきましては、新型インフルエンザ対策として、消毒液などの購入費を計上いたしておるものであります。

31ページの学校建設費では、普通教室棟の改築工事にかかる工事監理業務の委託料を計上し、設計業務につきましては、確定により減額するものであります。使用料及び賃借料につきましては、仮設校舎の借上料の確定により減額いたすものであります。工事請負費につきましては、平生小学校普通教室棟の改築工事費と改築工事に伴う上下水道移設工事費及び平生小学校と佐賀小

学校の太陽光発電設備設置工事費を計上いたすものであります。

32ページの中学校費の学校管理費では、新型インフルエンザ対策といたしまして、消毒液などの購入費を計上いたすものであります。

中学校費の教育振興費では、12月19日に行われる全国中学校駅伝大会への出場参加経費を計上いたすものであります。

学校建設費では、屋内運動場の耐震改修工事に係る工事監理業務の委託料と耐震改修工事費を計上いたすものであります。

33ページの幼稚園費の需用費では、新型インフルエンザ対策といたしまして、消毒液などの購入費を計上いたすものであります。

社会教育総務費の需用費では、新型インフルエンザ対策といたしまして、公民館や図書館などの社会教育施設などへ配置する消毒液の購入費を計上いたしております。

35ページにかけての公債費では、一時借入金の限度額を引き上げることに伴い、利息分を追加計上いたすものであります。

36ページの上水道企業費では、県の水道事業高料金対策事業費補助金の増額に伴い、水道料金低減対策事業の補助金を増額するものであります。

渡船事業費におきましては、県の離島航路事業費補助金の増額決定に伴い、共同運航事業の負担金を増額するものであります。

簡易水道事業費では、簡易水道事業特別会計の補正により繰出金を増額いたすものであります。続きまして、歳入について、御説明申し上げます。

前に戻りまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

町民税であります。実績に基づきまして、増額補正をいたすものであります。

町たばこ税であります。実績に基づきまして、減額補正をいたすものであります。

民生費負担金であります。保育所措置児童数の実績に基づきまして、保育料を減額するものであります。

9ページから11ページにかけましての国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で御説明いたしました各事業の特定財源であります。それぞれ確定や見込みによりまして、増額あるいは減額をいたすものであります。

11ページの雑入の大田教育文化基金精算金につきましては、大田教育文化基金を廃止をし、元金を小学校の普通教室棟の改築事業の財源として充当するものであります。

12ページの町債であります。歳出で御説明をいたしました事業の増額に伴い追加をいたすものであります。

以上、最初に申し上げましたとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ8億7,526万4,

000円を追加をいたしまして、予算総額は61億9,074万8,000円となるものであります。

なお、37ページから42ページに給与費明細を、43ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第5号平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出であります。9ページからであります。

9ページから10ページの保険給付費の療養諸費につきましては、実績に基づきまして増額あるいは減額するものであります。

10ページの高額療養費につきましては、歳入の高額医療費共同事業交付金の増額に伴いまして、財源の内訳を変更するものであります。

前に戻りまして、6ページからの歳入であります。一般被保険者の国民健康保険税につきましては、それぞれ実績に基づきまして、増額あるいは減額いたすものであります。

国庫支出金の療養給付費等負担金につきましては、保険給付費の増額に伴うものであります。

7ページの県財政調整交付金と療養給付費交付金につきましては、保険給付費の増額に伴うものであります。

前期高齢者交付金につきましては、確定に伴う増額であります。

8ページの高額医療費共同事業交付金につきましては、実績に伴いまして、増額をいたすものであります。

以上、今回の補正額は3,959万7,000円の増額でありまして、予算総額は、15億5,153万6,000円となるものであります。

続きまして、議案第6号平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきまして、7ページであります。尾国簡易水道の配水地配電盤の無停電電源装置の交換などの費用として修繕料を計上いたしております。委託料の水道料金計算業務につきましては、納入通知書兼領収書の増刷分を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページであります。一般会計からの繰入金を増額いたすものであります。

以上、今回の補正額は、34万3,000円の増額でありまして、予算総額は、5,768万7,000円となるものであります。

続きまして、議案第7号平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、8ページからであります。

下水道管理費の公課費は消費税の確定によりまして、増額するものであります。下水道整備費の委託料につきましては、実績に伴う減額と国庫補助事業による実施設計の追加分を計上いたしております。工事請負費は、単独事業の工事費を追加計上いたしております。

補償補てん及び賠償金につきましては、実績に伴い減額をいたすものであります。

歳入につきましては、7ページでありますけれども、国庫支出金につきましては、公共下水道補助金の追加計上をいたすものであります。一般会計繰入金につきましては、単独事業の増額に伴い繰入金を増額するものであります。

町債につきましては、歳出で御説明しました、委託料の減額に伴いまして、下水道事業債を減額するものであります。

以上、今回の補正額は、386万1,000円の減額でありまして、予算総額は6億6,052万7,000円となるものであります。

続きまして、議案第8号平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の減額であります。

6ページの歳入でございますが、人件費の減額に伴いまして、繰入金を減額するものであります。

以上、今回の補正額は、28万1,000円の減額でありまして、予算総額は7,583万7,000円となるものであります。

続きまして、議案第9号平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、人事院勧告による給与改定と人事異動による人件費の減額であります。

6ページの歳入でございますが、人件費の減額に伴う構成町の田布施町と上関町からの負担金と介護保険事業勘定特別会計からの繰入金を減額いたすものであります。

以上、今回の補正額は、60万9,000円の減額でありまして、予算総額は、2,763万円となるものであります。

続きまして、議案第10号平成21年度介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の減額と熊南地域介護認定審査会特別会計への繰出金の減額であります。

6ページの歳入であります。歳出額の減額により一般会計繰入金を減額するものであります。以上、今回の補正額は、121万5,000円の減額でありまして、予算総額は、9億9,621万4,000円となるものであります。

続きまして、議案第11号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、一般管理費につきましては、1名分の人件費を計上するものであります。

8ページの後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、保険料の増額に伴い追加するものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、後期高齢者医療保険料につきましては、実績に基づきまして、特別徴収保険料を減額し、普通徴収保険料を増額するものであります。一般会計繰入金につきましては、1名分の人件費の増額に伴い事務費繰入金を増額するものであります。

以上、今回の補正額は、1,106万3,000円の増額となるもので、予算総額は、1億8,846万8,000円となるものであります。

以上をもちまして、予算8件の議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、個人住民税に係る前納報奨金制度の廃止と身体障害者等に対する軽自動車税の減免の拡充についてお願いするものであります。

個人住民税及び固定資産税の納期前納付に対する報奨金制度は、町税の早期納税を奨励をし、町財源の早期確保を図ることに大きな役割を果たしております。

しかしながら、個人住民税につきましては、本年10月から個人住民税の公的年金からの特別徴収が始まったこともあり、全納税義務者のうち約7割が報奨金制度の適用が受けられない特別徴収対象者となってまいりましたので、そのため、納税者の税負担の公平性を確保するとの観点から、平成22年度から「個人住民税に対する前納報奨金制度」を廃止させていただき、本町の賦課徴収条例から個人住民税の前納報奨金に係る条項を削除いたすものであります。

なお、前納報奨金制度の公平性が担保されている固定資産税に対する制度につきましては引き続き実施するものであります。

身体障害者等に対する減免対象車両につきましては、従来より1人の障害者につき普通自動車、軽自動車を含め1台に限られている関係上、本町の賦課徴収条例も、県税の要件との整合性を図ってきたところであります。このたび、普通自動車の課税根拠となる山口県税賦課徴収条例の改正が行われたことを受け、軽自動車についても同様の改正を行うべく本町の賦課徴収条例の改正

をいたすものであります。

内容といたしましては、従来は、18歳以上の身体障害者の場合、障害者本人が所有する軽自動車のみを減免対象としておりましたが、これを身体障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車についても減免対象とするものであります。

続きまして、議案第13号平生町大田教育文化基金条例を廃止する条例について御説明申し上げます。同基金条例は平成2年に平生町曾根出身の故大田貞彦、ヤスさん御夫妻の御遺族から、本町の教育文化及び青少年の国際理解教育の振興に役立てて欲しいとの理由により5,000万円の御寄付をいただき設置したものであります。町は、これまで基金の運用益により、中学生の海外派遣事業など教育・文化振興事業を行ってまいりましたが、ここ数年は低金利によりまして運用益も見込めず、基金の使途についていろいろと検討してまいりました。

こうした中で、本年度、本町が学校耐震化事業に取り組むに当たり、平生小学校における普通教室棟の改築に基金を活用させていただくことで御遺族の御理解をいただくことになりましたので、同基金を廃止して一般財源化し、改築工事の財源に充てさせていただくものであります。

続きまして、議案第14号平生町立平生幼稚園条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、保育の充実を図るため3歳児学級の定員を変更するものであります。

内容につきましては、3歳児クラスにおいて安全面、教育面について、他の4,5歳児学級より手厚い対応が必要であることから、現在1学級35人から、一人一人に目が届く体制となるように1学級20人に変更するものであります。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げました議案の説明を終えさせていただきます。

なお、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

.....
議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午前10時15分から再開いたします。

午前10時03分休憩

.....
午前10時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

.....
日程第19．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第19、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） それでは、一般質問の通告に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、後期高齢者医療制度についてですが、このたび政権が変わり75歳以上の方を一くりにし、一つの保険にしてしまうなど、先進国でも例のないと、こういうふうに言っていた民主党も、後期高齢者医療制度も即廃止と言っていた民主党のマニフェストも4年後に廃止。同時に新制度に移行すると先延ばしにしてみました。

しかし、今ここで問題なのは、この制度がこれからまだ4年間続くということではないかと思えます。08年度の当町の決算を見ますと、年金が月1万5,000円以下の普通徴収保険料の滞納額は、57万9,000円となっております。これは、生活がいくら貧しくとも、保険料の全額免除はありません。住民税非課税の低所得者や無収入の人も含め、生活保護受給者以外の全員に保険料が課せられます。

これに対し、国は09年度、低所得者の保険料を9割軽減という対策をとってまいりましたが、滞納額がなくなるとは私は思いません。

もう一点、75歳以上のお年寄りに対し、以前は資格証明書を出さないと、こうなっておりました。今は以前とは違い、資格証明書を出すことができます。年金が月1万5,000円以下のお年寄りが保険料を滞納し、資格証明書となった場合、病院で一たん医療費の全額を支払わなければなりません。これでは、お年寄りがお医者にかかれないと私は思います。

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに改定をされ、高齢者の人口増や医療費の増加に応じて引き上がる仕組みと今はなっております。2010年度は、最初の値上げが予定されております。

長妻厚労相は、来年4月には全国平均で12%上がるのではないかと述べております。今、これ以上の保険料の値上げとなれば、滞納者がますます増える可能性が十分にあります。滞納者への対応はどのように考えておられるのか、ここで伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 後期高齢者医療制度に関連をして、保険料の見直し、2年ごと見直しがあると。来年度値上げの予定がされていて、滞納者がさらに増えるのではないかと。滞納者への対応はどうかと。もう一点は、資格証明書の話が出ておりました。

まず、後期高齢者医療制度につきましては、御承知のように老人医療制度に変わって、平成20年度からスタートしておるわけではありますが、高齢者医療確保法、これに基づいて保険料率が決定されておりますが、おおむね2年を通じて均衡が保てることということが一つの前提になっておまして、2年ごと見直しをするという流れになっております。

このまま抑制策が講じられないということになりますと、今12%ぐらい値上がりになるのではないかというような話もされておりましたが、十二、三%、恐らくそのままでは計算上はなっていくだろうというふうに思いますが、この制度そのものにつきましても、既に新政権でいわゆるこのこういった年齢で差別をするような医療制度については、これは廃止に向けて新たな制度設計をやっていくという方向が、これは総理の所信表明でも示されているわけでありまして、今から検討されていくこととなります。

ただ、それまでの間は、現行制度が続くわけでありまして、その間はできる限り保険料の抑制をすることが必要であるということで、厚生労働省から各広域連合へ、できるだけ可能な限り保険料の抑制を図ってほしいということで、具体的には剰余金を活用しなさい。あるいはまた、財政安定化基金を取り崩す、こういうようなことによって、ぜひこの保険料がそういう形で引き上がっていかないように、抑制をしてほしいということの今要請がなされておりました、今それぞれこの県の広域連合においても、その今要請を踏まえて、今検討が行われておる。

恐らく20、21年度のベース、今の現状のベースで据え置くための調整作業が今進められているというふうに受けとめております。恐らくそういう形で今回は少し新しい制度がどうなっていくのか、その辺の制度設計に至る過程においては、今の20、21年度保険料が前提になってくるというふうに、今我々は受けとめております。また、そういうふうに検討を進めていくということになると思います。

それから滞納者に対するいわゆる資格証明書、国保と同じように、1年以上ずっと滞納しておるということになると、資格証明書に切りかえるということになっておるわけですが、今資格証明書の運用についてということで、これは今の政権の前からも、実は今年の5月において災害、病気、事業の急廃止、失業等に遭ったことにより、保険料を納付することができないと認められる場合においては、資格証明書を交付しないということで、資格証明書の発行に当たっては、こういう点十分留意をしなさいということでこの通知が出されておりました、さらにこの新政権の後、この10月26日に、さらにこの通知が参っております。

これは、特別悪質な場合を除いて、資格証明書の交付に当たっては、資格証明書の交付を検討している事案が生じた場合は、厚生労働省に報告をいただき、個々に確認をし、そして判断をしていくと。資格証明書が交付された場合、その事案についても厚労省において公表するというようなことで、特にこういう資格証明書の発行に当たっては、そういったできるだけそういう原則として資格証明書を交付しないというのが、一応基本として捉えられておると。悪質な場合を除いてですが、本町としてもそういう立場で基本的に対応していきたいというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 瀧上 正博君） 今の答弁でいろいろお聞きをしましたが、ただ国はですね。12%上がるのではないかと、いろいろ剰余金の活用をしないとかいうことを言われましたけど、そういうことになっているということは、どっちにしても人口増、医療費の値上げとかいろいろあるわけですから、それによって保険料も必ず上がってくると、こういう方式に今なっているわけですね。その辺から考えますと、努力はされるでしょうが、上がるのではないかと、こういう考えがあるわけなんですけど、その辺のことでこれは県として上げないというわけにはいかないんじゃないかと、今こういうふうを考えられます。

それともう一点は、資格証明書の問題ですが、悪質な場合を除いて個々に確認をとりながら、基本的には資格証明書は出さないと、こういうことになれば、その場合は短期保険証と、こういうふうに考えてよろしいのでしょうか。その辺のところを、ひとつよろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の、今、県の広域連合において、そこら辺の20、21年度の保険料をベースに、今、いろいろ剰余金とか、それから今、基金等についての、どういうふうにするかは現行が維持できるかということで、今、努力がされておる最中でありまして。したがって、そこら辺の状況についてを十分踏まえて、これから対応していきたいというふうを考えております。

滞納者の関係ですが、今いろんな町としても広報活動をやりながら、口座振替等もぜひ利用してほしいというようなことで広報しておりますが、こういう滞納が累積をする前に、初期の段階からいろんな相談に乗っていきたくて。いろいろ対応については、納付相談をしっかりやっていくということを前提にしていきたいと思っております。

形の上では、今、おっしゃるように短期の保険証を交付して、それ以上に1年以上ということになれば、資格証明というのは今まで国保の場合の一つの姿でありますけれども、できるだけそういうことにならんように、今、町としてもそういう滞納の防止対策ということをや、やっぱり力を入れていかなきゃいけないというふう考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

議員（6番 瀧上 正博君） 今、町長が答弁されたように、なるべく資格証明書、これは出さないように努力をしていただきたいと思います。これは要望で結構です。

では、次の質問に移ります。

次に、新型インフルエンザについてでございますが、厚生労働省は、今年の7月以降のインフルエンザ患者数が1,000万人を超え、11月16日から11月22日の1週間に、全国約5,000カ所の定点医療機関を受診した患者数は、1施設当たり今シーズンの最多の38.89でありました。昨年冬の季節性インフルエンザのピークだった37.45を上回り、地方都市を中心にさらに流行が拡大をしております。

山口県では、警戒レベルとされる30の2倍以上の64.31となっております。この間、検出されたウイルスのほとんどが新型で、季節性は流行の兆しがないとされております。当町でも、全小中学校、幼稚園、学級閉鎖が行われたところです。

また、山口県では健康な小学生や、1歳未満の幼児の保護者への新型インフルエンザのワクチン接種が、この12月4日、県内の医療機関で始まっております。小学校4年から6年への接種は、全国で最も早い時期での開始となったと報道をされております。

新型インフルエンザのワクチンの接種費用は、1回目が3,600円、2回目として2,550円となっております。2回接種となれば、6,150円となります。子供さんが2人おられれば、これは1万円を超えてしまいます。子供へのワクチン接種は、家庭の経済事情により接種が受けられない事態は、どうしても避けなければならないと私は考えております。子供へのワクチン接種助成の考えはないか、ここで伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 子供へのワクチン接種の助成についてということでございます。今、御紹介がありましたように、既にワクチンの接種が優先順位、優先接種が行われておることとございまして、10月19日から医療従事者から始まって、妊婦、基礎疾患を有する者、10月30日からそういう順位になっております。

1歳から就学前が11月17日から、小学生については、今も御紹介がありましたように12月4日から、1歳未満の小児の保護者、中学校から高校生、65歳以上の高齢者、これ1月中旬ごろと今予定がされておるわけでございます。

こういふことで、きょう今、所信の表明のところでも申し上げさせていただきましたけれども、町として少なくとも今の経済的な事情により受けられない事態は、避けなければならない。いわゆる低所得者層に対しては、生活保護世帯、町民税の非課税世帯については、この接種費用については免除するというところで、所要の経費を今この予算、補正予算にも計上させていただいておるところでございます。

特に、子供で幼・小・中・高、これを含めると約2,000人ぐらい平生町の場合ですが、そのうちでいわゆる優先接種者、これは27%ぐらいで国が計算しております。そのうちの約8割が接種をするというふうに仮定をいたしますと、約200数十名ということになるかと思っております。そうしますと、大体今本町においていわゆる経済的な事情で接種できないというような事態は、何とか回避できるのではないかと、今、気がいたしております。

町としても、こういったそういうことがないような形で、しっかり今広報等についても説明、周知を図りながら対応していきたいというふうに考えておりますし、あわせて感染予防、こういったところもしっかり重点を置いて取り組んでいきたい。今回も今申し上げましたように、い

ろんな感染予防、あるいは加湿器の空気清浄機、消毒薬、こういったところの配備等も組みながら、感染予防に力を入れていきたいと。ワクチンの接種については、そういう形で何とかほぼ経済的な事情による接種できないという状況は、何とか回避できるんじゃないかというふうに判断をいたしておるところであります。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） では、再質問させていただきます。

県内でも助成を実施しているところがあります。これは御存じのことと思いますが、この鳥取市でやっているのをちょっと御紹介をさせていただきますと、鳥取市が独自助成をやっております。これは市の独自助成は、2回目の接種費用を1,550円を助成するわけなんですよ。そうすると、自己負担として1回目が3,600円、2回目が1,000円となるわけですね。

この助成措置の理由といたしまして、鳥取市が、今、言っているのは、14歳以下の入院患者が9割を占めていると、インフルエンザの入院患者ですね。低年齢児のワクチン接種の必要性が高い、こういうふうに認めておるわけなんです。当町としても、この医療費の問題、病院にかかる医療費の問題と考えあわせると、これは実施できるんじゃないかと、こういうふうに私は考えております。この点について再度お願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、鳥取市の例を挙げながら、県内でもお隣の町のほうでも支援をするというような例も、独自助成のケースもあるわけでございますけれども、この今回の優先接種、ワクチンの確保、こういったところは私はやっぱり国が実施主体でやるわけでありますから、この辺についての優先確保等も、責任を持ってぜひきちっとやってほしいと。大体2,700万人分ぐらいのワクチンが国内産が用意されて、まだ5,000万人分ぐらいが海外から輸入せんにゃいけん、というわけでしょう。これもまだ今からその安全性、今、確かめにいきよると。これ一体どんなになつとるんじやろうかというのが、私自身もせっかくやる以上は、きちっとした責任を持ってもらいたいというのが一つ。

それから、もう一つは、特に今もうこの前もちょっと話が出ておりましたが、いわゆるこの新型インフルエンザと季節性のインフルエンザ、こころ辺ももう実際の医療機関では、ほとんど一緒に全部新型扱いというような格好で、今までの季節性のインフルエンザとの整合性をどう図っていくのかと。それだけ取り上げて、では季節性のほうはよろしいのか。あるいはまた、子供ともう既に優先接種が始まっておりますが、妊婦さんとか持病を持っておられる方、この辺のところももう既に始まっておりますが、この対策をどうしていくのかと。

もう今からどういう状況になっていくのかというのは、まだまだはっきりしない中で、全体の整合性をどうとっていくのか。これをやっぱり町としてやる以上は、そこら辺のところをしっか

り見極めて対応していかなくやいけないというのが、基本的な考え方で、当面は、今、申し上げましたように、非課税世帯とか生活保護世帯にかかわってくる低所得者層でも、そういうことができないようなことがないように、経済的な事情でできないということがないように、そのところはしっかりカバーをしていきたいということで、今、考えさせていただいておるわけでございます。

したがって、申し上げましたように、とにかくここら辺の当面は、感染予防に全力を挙げていくというのが、今、基本的な考え方でございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 確かに、経済的な事情で接種が受けられない、こういうことはぜひ避けるべきだと私も考えておりますが、今、少子化対策ということで、全国的に叫ばれております、こういうことがね。これは絶対に子供さんを今からはちゃっとして育てていく上で考えてみますとね、やはりこのワクチンの接種もある程度助成をして、皆さんが病気のない世界にしていかにやいけんのじゃないかと、こういうふうに考えておりますので、これからはぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

これで質問を終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

まず第1に、第四次平生町総合計画の策定についてです。第一次、二次、三次と3つの計画に携わってきた経緯を思い出しても、10年に1回こうして祭りのようにやる時期が来たという感じが若干しておりますから、原点に戻ろうということで、第三次総合計画を読み直してみました。その中で感じるのが2点です。大きく感じるのが、

1つは、まず行政のいろんな継続的な遂行をするためにつくった計画は、ちょっと酷な表現ですが、ほとんどこの計画は役に立っていないというのが一つのイメージです。

それともう一つは、そのときの選挙で選ばれた首長がそのかじ取りをしていく町政であります。その意向がほとんど反映されてない、その姿が見えないと。これは、選挙制度というその一つの日本の政治のあり方から見て、どういうぐあいに理解したらいいんだろうかというぐあいに、2点を思うんです。

まず一つは、この第三次の総合計画の基本構想のところを読み直してみまして、何箇所かに平生町という言葉が出てくるんですが、これを 町ってというように読んだら、大体、日本、海があって、そこそこのこういう地形が似たところなら、全国共通する字句が基本構想に並べてあるんですね。

これはコンサルが中心になってつくって、そのひな型を平生町版に焼き直したと言えばそうですけど、これはもう 町で全部通用しますよ。この基本構想の2、4、5項目ですか。私も議決で賛成をしましたから、そこの責任の反省も含めまして、ちょっとこの質問に挑んでおるわけですけど、そういう点では、この基本構想、総合計画がどれだけこの10年間の町政に寄与したかということ、私はもう極めて低い貢献度ではないかと思う。かなりの金額の財政と労力をかけてつくった計画ですが。

ですから、私は一つは原点は、この地方自治法の第2条4項という、町村が計画をつくってやりなさいよと、これは当たり前のことなんです。これが10年という計画が正しいのかどうかという一つの疑問を持ちました。

今日の激しいやっぱり変遷の中で、10年間の長期目標を立てるというのは、無理難題の話であって、したがって結局役に立たない計画をつくると、ちょっと酷な表現ですけど、ことになってしまうんじゃないかと思うんですよ。これが平生町の計画だとは、私はどう見ても思えないんですよね。よくこの10年間考えてみて、出てくるのは「第四次総合計画の何とかの精神に従いまして」という予算の説明をする枕詞に使われたことだけは、役に立ってきておると思うんですよ。それぐらいの役割じゃないかという気がします。

したがって、私は後また申しますが、この総合計画の役割について、町長、ちょっと若干ここは通告ないぞと言われるかもしれませんが、これは読んでみましてひとつ思いましたから、それは自分がつくった計画ですが、出られて1年です、まだ頃ですから。

だから、ちょうど出られて1年間つくられた感じですから、この10年間さかのぼられて感想をどう思っておられるかということですが、その第1が、とにかく町長の政治、総合計画について指導力、これを発揮されることが一番だと思うんですよ。その感想を含めてどう指導力を発揮されるか。これがちょっとひとつお伺いしたい。

もう一つは、やっぱりこの基本構想という一つの考え方、ここに基本があるわけですが、これについてそのときの選挙で選ばれた長が自分の基本理念を基本構想にしっかりと書き込んでいくと、これはやっぱり民主政治の基本ではないかと思うんですよ。

先ほど言いました、これでしたら、そのときの町長の意向などというのはもうないんですよ。事務方がコンサルと相談してつくったら、十分つくれる中身なんですよ。だから、その姿が見えない。そういう点では、その町長の考え方を十分に織り込んでいくことが大事だと思うんです。この2点について最初にお伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合計画について、余り評価が高くないようでございますが、この第三次総合計画策定につきましては、もう10年たつんだなあという感慨がいたしておりますが、そ

のときの英知を結集をして策定をさせていただきました。これは、もう町職員も含めて、一生懸命対応していただいて、具体的な政策課題等もその当時で想定し得るものをしっかり掲げながら対応してきたと。

あわせてなかなか10年計画ですから、いろんな状況変化等もあるということで、そのことをやっぱり私も策定から一番気にしたのは、ややもすればこういう私の経験なり、そういうもので言えば計画というのをつかって、そのときに審議会をつくります。審議会のメンバーを委嘱をお願いをしてやりました。やってつくったら、大体それで終わりというのが今までのケースであります。

私はやっぱり特に今回は、この総合計画策定をした以上は、審議会のメンバーの皆さんも、少なくとも自分の子を育てるようなつもりで、その行く末をとにかくローリングをしながら、この自分たちがつくった総合計画、現状を踏まえながらどうしていくというのを、毎年この検証だけやっていこうということで、形をまちづくり協議会という形に変えて、当時の審議会のメンバーの皆さんはそのまま継承をして今日までやっていただいた。

ですから、これは私はいい意味でいろんなこれやっていく間で、総合計画との現実のいろんな逆に差が出てきておるところもあるかもしれん。ここの部分は、逆にやっていく中で、もうちょっとやりましようやというようなことで、計画を進めてきた部分もあろうかと思います。そういう中で、一つのそれなりの私は第四次の総合計画策定につながる足がかりを、一定の足がかりは築いてきたというふうに思っております。

あわせて、今おっしゃったように、かなり中身的には名前だけ変えればええじゃないかというようなところがあるというふうに御指摘いただいておりますけれども、今回の特にアンケートは、先般議員の皆さんにもお配りをさせていただきましたけれども、特に今回は見られたと思いますが、将来のことを見据えて実感目標というのを立てました。これは、今までにこういうことはやっておりません。満足度を尋ねて、それはどのくらい。じゃあ、そのためにどうしたらいいかというところまで、今回はアンケートで皆さんにお尋ねをさせていただいております。

これは、かなりコンサル任せというようなことではなしに、本当にこの手づくりの今回は総合計画にしていきたいと。そのためには、本町の課題は何か。どの程度、住民の皆さんが今の施策で満足をしておるのか。ここはこれだけが足りないから、じゃあどういう政策を組み合わせさせてやっていけばいいかというような、今度は例えば自主防災組織でも何パーセントにもっていこうと、8割ほどつくっていきましよう、これを目標にしましようというようなことをやってきましたが、そういう数値目標を具体的にある意味ではとれるところはとって、そういう形でみんなで努力していきましようというような形の総合計画、あるいは実施計画といいますが、基本構想と基本計画という流れにつなげていきたいということで、今回もそういう意味でのこのアンケート調

査になっております。

したがって、これからいろんなこの集計をやって、いろんな施策の検討をしていきますが、あわせてまちづくり懇談会、あるいは審議会、一応手順は踏んでいきますが、同時に今言ったような我々の今度のじゃあどうしていくのかと。最終的には、本当にこの住みよさを実感できる町を目指していくという一つの大きな目標を立てて、それに向かってじゃあ何ができるのかということで、施策を組み立てていきたいと。

基本的な理念といいますが、考え方、目標、これはやっぱりそこに修練をさせていくように、これから総合計画策定に向けて取り組んでいきたいというのが率直な気持ちであります。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 意欲は伝わりましたがね。それでこれから先の取り組みについて、1年間かけてやっていくわけですが、今がちょうど出発だからと思って今回質問をして、細かいことはまた一つ一つやっていこうと思いますが、まず4年前にやってまちづくり協議会をずっと続けてきたよと、それは町長の努力を今まで報告を受けておりますから知っております。

それはそれで役に立ってきた面もあるかと思いますが、まずひとつ提案したいのは、先ほど申しましたように、町長自身が指導力を発揮させること、それから、みずからの理念を組み込まれること、この2点は必ず見える形になるように、こういう 町で済むような基本構想ではなくて、そういったものを目指してほしいということ。

それともう一つは、簡素でとにかく節約して済みますから、ある意味ではこの計画、実施計画が3年で見直すことになっておりますよね。だから、それぐらいをつくれれば済むんじゃないかと。例えば基本構想、基本計画、実施計画と、こういうぐあいになっていきますが、当面実施計画を念頭に置いてつくっていくと、この10年先なんていうのは、だれが流れてこの地方自治法の計画が10年になってきたか、中にあるんでしょうけど、無理難題だと思いますし、実際には実効性がないと思うんですよ。

だから、むしろ焦点を変えた取り組みをして、もっと簡潔に財政も節約する。今度アンケートも2,000人ということでやられており、前は全部全世帯やっておるんですかね。そういう点では、財政上からも含めて適切な判断であったと私は思うんですが、むしろそういった計画をつくるに当たっての節約って言うたら悪いんですが、無理にむだなものをお金をかけて、長い時間かけてつくることはないわけですから、役に立つ基本構想をつくるっていうことが大事だと思うんですよ。

それを、だからそうすると、まずその実施計画は3年ごとに見直すことになっておりますから、これをつくるぐらいの気持ちで、そうでないと基本構想と書いてある、先ほど言いましたように5つありますけど、中身を見たら、とにかく 町って書いたら、全部通用するんですよ、これ

は。

これ読んでみられたら感想も、つくづく、私よくこれ賛成したなと、自分の恥も含めて考えておるわけですが、本当に10年たってみて、言葉の遊びですよ。実施計画についてほとんど見直しもずっとされた覚えがないですから、結局このときに大きなお金をかけて、時間をかけてつくったという反省を、私自身は持っております。それはぜひそういった方向での取り組みを今回提案をしたいと思います。

そういう考えについて、町長のちょっと答弁を聞いておきたいと思います。3点ですね。むしろ2点ですか。町長の指導性を発揮して基本理念に入れられることと、とにかく簡素なものをつくってほしいと。それと、先のいわゆる実効性のある期間を目指せばいいですから、その2点ですね。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど申し上げましたように、策定をした当時は、非常にそれなりの評価をできる私は内容だったというふうに思っておりますが、やっぱり10年たつ中で、いろいろ中にはごくありふれたものになった部分もあるかもしれませんが、その辺はやっぱり見直していかなきゃいけないし、そのことから、先ほども申し上げましたように、できるだけ手づくりのこの計画になるように、できるだけそこは私自身も、今、庁内の策定委員会を一応副町長を中心にいろんなその取り組みを既に協議を始めておりますが、しっかりそこは十分私の理念を含めて指導性を発揮をしてやっていきたいというふうに思っておりますし、できるだけおっしゃるように、要点を絞り込んでいって、すぐ今回はそのまますぐこの使っていけるような、余りコンサルに頼まないといけんようなことは、もう余り出てこないというふうに私も思ってます。

そういう形でアンケートなんか実施をしておりますから、その辺の肉づけをしていながら、あったように実効性のあるものにやっぱりしていくというのは、これは共通認識だと思っておりますので、ぜひそういう方向で努力をしていきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 先ほど町長から説明したアンケートについても、ちょうど私がどういうわけか知らん2,000人のうちの1人に入っております、今までのアンケートと趣旨が違うなという実感は持ちました。

だから、10年に1回やろうということならそれでいいんですが、住民の意向を確認する地域の懇談会を開いて、ひざを交えて話をする。それは、それなりの民意の反映なり、町民に期待をされる一つ一つの取り組みだと思っておりますから、それはそれで丁寧にやっていただいて結構ですが、例えば、その審議会を大型な審議会をつくるだとか、コンサルを使ってそのいろんな経費をかけるとか、そういったことは避けていく。

それから、民意をくみ上げていくことと、行政の取り組みとしてそういう何とかな、スケールをもっと小さくするといいますが、行政の取り組みとしては、そういったことで私は済むんじゃないかと思うんですよ。だから、そういった計画を今からつくっていただきたいと思います。それで、もう次にいきます。いずれ1年間ありますから、個別にいろいろなことにぶつかってくると思いますから。

それで、2番目、工事請負契約の中の前払金制度についてです。この問題は、平成12年の9月定例会で取り上げております。この時期には、もう今日と同じように国の外郭団体やOBの天下り先の問題が週刊誌などで随分出ておりまして、これはしょっちゅうのことですが、特にこの建設保証という前払金を保証する会社の仕組みが日本に東日本建設保証、それから西日本建設保証、あとは北海道ですか、3つぐらいあるようですが、当地域では西日本建設保証という会社が工事前払金の保証会社に、これは株式会社です。ですが、町長、長い政治経験の中から御存じのように、これだけ町長答弁いただいておりますから、9年前に、建設省のOBなどが中心につくった前払金を保証する会社です。

当時から私はいろいろな建設業に携わっておりまして、前払金制度が実際の業者に役に立っていないと。例えば、契約をすると前払金を払うために、この西日本建設保証株式会社の保証をつけて町に出すと、町が4割なら今4割ですね、払うと。そして、建設保証業者のところに口座に入るわけですね。それが、実際には業者のものにならなくて、工事の進みぐあいに応じてだんだん引き出すことができるという仕組みになっておって、西日本建設保証の介入が大変厳しい状況になっておるよという話をしました。

確かに、4割の前払金をもらって、そのまま姿を消したという業者が続発して、西日本建設保証が保身でやった制度でもあります。それはやむを得ない面もあると思いますが、じゃあそういうことで、前払金の保証制度が役に立っていないんですよ。そういう話をしたんです。

現在は、この仕組みがまだ厳しくなっておりまして、前には大体文書で出したら、これぐらい材料買いました。これぐらい工事が進んでおりましたということで文書を出したら利用できたんで、今日はもう現場まで来て、工事の進みぐあいを見ます、西日本建設保証が。それで、できなかつたら、もう前払金は銀行から引き下ろされません。

まず、仕組みについて話しますが、それとちょっと今回私が取り上げた問題は、平生町の財政にも影響を及ぼすという問題です。今度の補正予算で9億2,000万円の工事請負契約の項目を2つ合わせて、9億2,000万円ですよ。40%の前払金を払うと、3億6,800万円の工事契約をすると、平生町は3億6,800万円今の金額でいけばですよ、を銀行に振り込むようになります。その請負業者の口座にですね。今度4億円の一時的借入金の額を増やしておりますが、その利子が120万円。町から何でもないお金が120万円出ていくんですよ、この制度

のために。

こういう問題も生じておりますから、取り上げるわけですが、例えば平生小学校と平生中学校の工事を平生町が発注をしますと、そうすると町内のAっていう業者とBっていう業者が請け負ったとします。そうして、9億2,000万円で契約をすると、平生町は山口銀行に3億6,800万円の前払金を振り込みます。

そのときに、業者は約この前払金の保証の保証料は、100分の0.35なんですよ。100分の0.35ですから、いわゆる1%以下の100分の00035ですね。ですから、1億円で35万円ですよ。ぐらいを西日本建設保証に払うんです。

今回の場合は120万円、Aという業者とBという業者が西日本建設保証に120万円払って、保証料の保証書を持って平生町に来ます。そうすると、3億6,800万円を平生町が山口銀行に振り込むと。それは、Aっていう業者とBっていう業者の前払金専用口座に振り込みます。普通の口座じゃなくて。それは、西日本建設保証が管理する、その口座を。その同意がなければおろされないっていう口座があるんですよ。つくらんとそこに入れてくれんですよ。そういうやっぱり厳しい制度になっておりまして、平生町も120万円要る、その業者も120万円要るんです。ですから、この制度は役に立ってないというのが私の実感なんです。

例えば、一部の建設業を除いて、例えば水道の本管工事なんかは、もう全部初め材料をそろえて、材料検査を受けますから、材料購入費がかなりかかりますが、後の業種は例えば出来高4割といたら、学校なんかでも半年以上先なんですよ、工事が進むのは。そうすると、山口銀行に入った口座は、ずっと西日本建設保証が管理をして残ってるんですよ。平生町は約4億円借りて、山口銀行に戻した銀行は、半年間寝てるんですよ、銀行で利子だけ払って。何も役に立ってないんですよ。そういう仕組みになってるんですね。

ですから、私はこれは前にも申しましたように、そういう保証契約というのをやめて、例えば2割、4割、6割、8割ってできた時点で、出来高に応じて中間払いをしましょうという契約に変えれば、この平生町の120万円の一時借入金の利息も、ずっと減額できると思うんですが、この制度を改める必要があると思うんです。これについての考えを聞きたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 工事請負契約の中での前払金制度の改革を求めるといことで、御質問を以前にもいただきまして、この制度について、たしか同様の御指摘をいただいて、改革したらどうかという提言もあったというふうを受けとめております。

そのときも答弁をさせていただきましたけれども、特に業者の皆さんにしてみれば、立ち上がりの事業の資金が円滑に手当てができるようにということで、この前払金制度については、むしろ業者のほうからもこれを継続してほしいというような要望も来ておるといことで、何とか現

行制度を維持をしていこうということでお答えをさせていただいたわけですが、同様の状況で今日に至っておるのは御指摘のとおりです。

今回、こういう一つの大型の工事ということもありまして、改めて提起をいただいております。この前払金制度は、今仕組みとして西日本建設保証ですか、ということでこれは今県内の全市町が導入をして、今このシステムでやっておるという状況の中で、我々としても今申し上げましたように、立ち上がりについて、特にまた工事が逆に大きくなったら、やっぱりそれだけの大きな資金が材料費を入れる、あるいは労務費含めて手当てをしなきゃ、立ち上がりの時点で要るのではないかなというような気もしますけれども、そういった一つの円滑に事業が遂行できる観点から、この前払金制度を活用してもらおうと。

事実、業者からもそういうふうにしてほしいというような意向もあり、現実におっしゃったように、その西日本の保証のペーパーがついて、我々が印鑑を押して前払金を支払っていると、町から。というようなケースが今も続いておるわけでありまして。

あわせてこういう厳しい、特に建設業をめぐる状況という状況の中で、できるだけそういった状況の中で工事をしていく上で、資金繰りがスムーズにいくようにという配慮というのは、我々もしていかなきゃいけないだろうというふうに考えております。

国のほうは、毎年これはもう総務省、国交省、両方から指導つていいますか、要請がちゃんとこれを適切に利用するようにということで、これは来ております。それに基づいて各市町が対応しておるといのが、今日の現状だというふうに思っております。

今回、こういうことで事業を展開をするに当たって、前払金制度とあわせて、部分払いというのもできますから、そこら辺も出来高に応じて前払いプラスそういう格好で、場合によっては考えていかなきゃいけないということもあろうかと思っておりますので、一応前払金制度については、基本的にこういう考え方を維持をしながら、そういった状況に応じて部分払いといいますが、そういうものも対処していかなきゃいけないだろうというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今、答弁聞いて、4年前のことも思い出して、議会広報をちょっと繰ってみまして、町長の答弁も調べてみたんですが、同じ答弁をされているんですよ。実態は変わって、私は当面今、今回発注する大きな2件の工事に限って、ちょっと話を限定を、この契約制度を限定したい。なぜかという、このために一時借入金を4億円枠を増やしてですよ、120万円の利子も予算措置をせんといけんという事態になってますから、この2つが解消されれば、これはなくなるんですよ。

それから、町内の小さい事業について、一つ一つまだ今厳しい世情の下で立ち入りませんが、今回120万円を節約する方法として、契約に前払いの条項を入れないで、出来高払いの条項を

入れれば、節約できるんじゃないかということで、この2件のことにちょっと限って言いたいと思うんですが。立ち上がりで例えば、工事請負契約をして、立ち上がりでお金が必要というのは、先ほどちょっと申しましたように、特殊な業種を除いてまずないですよ。例えば、小学校の建設を始める場合は、まずは仮設事務所をつくって、それは一般でしたら、初めに着手金とかありますけど、そういう制度は今ないですからね、民間だったらあるじゃないですか。公共事業はないですから。

仮設校舎をつくって、泥を掘って地中張りをつくる工事をします。そして鉄筋をやって、コンクリートを打つと、だんだん上がっていくんですね。それで2階まで上がったところに、1階がちょっとほど手が借りられると。3階に上がったところに、1階の窓枠が入るというようなシステムなんです、建物の場合。町長が言われましたように、最初にいろんな材料を手配したり、労務手配をしたりするようなお金がかかることはないんですよ。もっと実態を知ってほしいんですが。

したがって、4割の出来高になるという時点は、かなりの後です。それは2割ぐらいでいった時点で、前払金を出してほしいということで手続をされる方もおられますけどね、それなら2割時点で出来高払いをすれば済むんですよ。一遍に3億6,000万円もバーンと銀行に借り入れて積んでおかなくても。工事の実態にあわせた契約はできないかと。

私は、今町長申されましたように、この制度を利用するのに強力な指導があるというのは、よく知ってるんですよ。もうとにかく国の外郭団体がどれだけ大事にされるかっていうのは、前払金が必要ないということを申し出たこともあるんですよ。わざわざお金を払ってまで前払金要らないと、工事期間短いから、済んでいただければいいということがあったら、強力なある当局から指導が来たという経験もあるんですがね。これはやっぱり今日の事態に反していると思うんです。そういう外郭団体を大事にするような行政指導というのは、私はする必要もないと思うし、町の財政を大事にする計画を組むほうが、私は大事だと思うんですがね。

少なくとも今度の大型工事2件について、町長が言われるような状況にはなりません。そういう検討をしてほしいと思うんですが、どうですか。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前11時20分から再開いたします。

午前11時09分休憩

.....
午前11時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをいたします。議員御指摘のように、保証会社が工事現場に出向

いて進捗状況を調査したりして、前払金の目的が達せられるように配慮してやっておるというように、現実にもそういう状況があるのも、それだけ厳しくなっているのかなという気はしますけれども、現状としてはあるようでございます。これは、今、受けとめさせていただきます。

ただ、先ほどからあるように、国なり何なりの指導があるから、そのとおりうちはやっておるということではありませんで、それはそれとして我々も十分踏まえて対応していきますけれども、現実にも今こういった工事をやる場合に、業者サイドの意向も踏まえながら、なおかつ町とすれば、これだけやっぱり前払金でやるわけですから、そのことがしっかり円滑に資金として動いていくように期待をしながらやっております。

今回のように特に大きな工事ということで、御指摘をいただいておりますが、いずれにしてもまとまった金が、どこかの時点で払っていかなくちゃいけないし、これは今からですから、今後の補助金の見通しが大体いつごろにその分が手当てできるのか、この辺のタイミングもあると思います。

したがって、一つのいってみれば資金繰りのあり方が、我々の場合も問われているわけでありまして、そこら辺ができるだけスムーズにいくような対応を、我々もできるだけとって行って、そういった支障が出てこないように対応をして、努力をしていきたいというふうに考えております。

実情については、引き続き私も十分調査研究をしながら、こういう大きな事業は平生町だけではありませんから、いろんなとも実施をしております。その辺の経験等も十分勉強しながら、これから対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今、国で町長冒頭話がありましたように、やはり事業仕分けと称していろいろなことをされておりますし、その中でいわゆる外郭団体、財団法人や社団法人、そういったところの風当たりがかなり厳しい査定を、そこに目を向けた動きがこれからも加速してくると思うんですが、この西日本建設保証っていう会社は、民間の会社の形式をとってるんですよ。そして公共事業、いわゆる国、県、市町村の公共事業の前払金の保証をする会社なんです。

そうして、この前払金の保証は、この会社しかしない、独占的にやる会社なんです。それは、当初から当時の建設省ですね、この息がかかってできて設立された会社で、今度の事業仕分けなんかは、当面は対象にならないで抜け穴になっていくんじゃないかと思うんですが、それがずっとここまで続いてきておって、10年ぐらい前に一時、問題になったことがあると。こういうやっぱり組織がずっと私存在すること自身に、不思議でいけないんですよ。

どこの保証会社でもいいですよと、損害保証金会社ね、競争もして保証料の安いところで保証をしていただいとっていうて、業者が有効に活用できて、業者も当然責任を果たさんといけませ

んけど、ならいいですけどね。こういう不自然な状態であるということは、まずここで明らかに私はする目的も一つあると同時に、先ほど町長、財政のいわゆる資金運用の中での問題ということで、それは予算ですから、最大限のリスクを想定して、4億円の枠を広げてそれに見合う利息の計上をされておると。あと早目に補助金が入ってくれば、資金運用なんかで1円も借りないで済むかもしれません。それはそれぞれの所管で一生懸命知恵を働かせて。でもね、この制度自身が残っていくんですよ。私はこの制度をなくする努力をしてほしいんですよ。理不尽な状況にありますからね。なぜその民間の1社だけが独占的に公共事業の前払金の保証を請け負わなければならないのかと。

こういった問題提起、一つ大きな、それがこの平生町にもこういう財政負担という形であらわれてくると。このことは私のやっぱり大きな、今回質問を取り上げた目的ですし、これから先こういう問題は私はむしろ解消されて、契約、いわゆる工事請負契約っていうのは、こちらが契約内容と工事内容を示して、こういう契約ですよ、こういう工事ですよ、何円でやりますかというのを示すわけですから、その中に前払金制度の入れるか入れないかだけなんです。支払いの方法について。

最後は、前払金を4割払いますっていう制度がないけど、あなたやってですかと。自由に発注側が契約の条件をつくって、手を挙げる人はおいでというぐあいになる、本来の姿が自由競争、自由社会の筋じゃないですか。

それから、それを総務省やら国土交通省からよろしく願いますというらしき方針が来ると自身も、私は不思議だと思んですよね。このことについて問題提起もありますから、むだなことは排除していくと、そういった方向で行政は進めていただきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどから答弁をいたしておりますように、この保証していくシステムというのは、業者のサイドにとっては、今申し上げましたような資材購入等を含めて立ち上がりの段階で円滑な資金運用と。我々にとっては、一つのリスク回避というような部分と、両方相まってこういうシステムになっておるんだと思っておりますが、議員御指摘のように、ここに競争原理が働いてないというのが問題なんだということでもありますから、これはまたその保証するシステムとは別に、少し問題意識を持って研究してみたいと思っております。

.....
議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告に従いまして公共施設の備品管理について質問いたします。

まず1点目ですが、町内には各公民館を初め、町の体育館や学校の体育館など、公共の施設を

使って活動している団体がたくさんあります。特に、行事の開催では、テントや机、いす、鍋や綿菓子機など、備品を借りることが前提となっております。その際に、適切に使用し、きれいに返すのが当然の約束事とは思いますが、残念なことにそうでない場合もあるようです。

もちろん、借りた側のマナーの問題ではありますが、公共の財産です。みんなが大切に気持ちよく使用できるような体制になっているかどうか、お伺いいたします。

2点目は、会場を使用した後の片づけのための備品についてお尋ねいたします。

会場を後片づけるときの備品なんですけれど、先日の文化展でのお話です。シートをずっと会場に敷いてますので、それを片づけようとしたら、片づける巻き上げ機が不具合のものがあって、2つしか使えなかった。とても時間がかかって困ったというふうに聞いております。

また、公民館祭りなんかで会場を使用した後、掃除をするんですけど、掃除用具が磨耗してて掃除がきちんとできなかつたとかいうことも聞いております。こういった管理はどうされているのかを、まずお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますが、教育委員会の所管の施設の御指摘がありましたので、私のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

まず、平成18年度からなんですけど、施設の使用料を徴収しておることから、施設の管理面においては利用者の方々が気持ちよく快適に利用できるよというを基本に掲げて、努力をしているところでございます。

備品については、購入とか配置がえとか、廃棄とか、そういう施設ごとにデータベースで管理をしております。台帳のほうなんですけど。

今お話がございました貸し出しについては、基本的には使用する方々、団体から申請書に書類とか数量等を記入して提出をしていただくようにしております。それを受けた担当者については、該当する備品の有無、数量等を確認して利用者に貸し出しをします。その際、机とかいすとかというものについては、そのままいいんですけど、使用方法等の説明が必要なものについては、その都度説明をしておるという状況でございます。

また、返却ということにつきましては、破損、汚れ等の確認、また数量の確認、それを行って次に使うための準備という形もございしますから、当然目視ではございしますけど、確認をさせていただいております。当然、その中で使用に絶えなくなったものがあれば、修繕の対象としたり、廃棄をしたりというようなこととなりますけど、目視でございしますから、十分な管理ができているかと言われれば、そこは「はい」というふうに断言はできないという思いではございします。

しかし、休日等にあつては、職員が当然その施設におるわけではございしませんから、管理人等の対応になってまいりますので、後日改めて職員の目視による確認を行って、公共備品でござい

ますから、大切に管理をしていこうという姿勢で臨んでおります。

そういう形でそれぞれ施設に務める職員、あるいはまた管理人のもとで、この管理体制というものを構築しております。ただ、本当に十分な体制であるかどうかということになりますと、人員の関係上、そういう面での対応ができないということもあろうかとは思っております。

武道館でのシートの巻き上げ機の話がございましたが、現在巻き上げ機については、体育館を含めて4台。しかし、それぞれ使用する方々の先ほどのマナーということもおっしゃってありましたけど、なかなか公共備品というものを大事に使っていくという点で、一部の方になかなかこちらの思いが通じてない部分もあるやに聞いてはおりますが、多少そういう意味で、大切に使っても傷むものは傷みますけど、巻き上げ機については、十分な作業ができないという時期があったように聞いております。

現在4台あって、その中のシートを巻く心棒が、ハンドルをあわせるのに凹凸がありまして、一定をしてないというところですから、雄と雌の関係で同じものを持ってきたんじゃ、巻き上げることができないというような状況もあるようですから、今その心棒については、一定のものに更新を随時しておるといって考えておりますけど、もうちょっと確認をいたしますと、管理についてはもう少し十分な管理をしていかなきゃいけないというような報告を受けております。

また、公民館まつり等で掃除用具のお話も出ておりますが、やはり多数の方々がボランティアでいろんなことで関与されておる、また掃除についても、たくさんの方がされるといって状況からすると、掃除用品そのものは、絶対数は足りないのじゃないかと。

平素においては職員、あるいはまた管理人が清掃するということですから、ほうきが例えば一つあればいいというような状況なのかもわかりません。そういう多数の方が一斉にされるといって場合には、掃除用品そのものは不足をしておると思いますが、そういうことを想定した上でそろえるというのも、むだなことになるかもわかりませんので、もう少しそのあたりについては、各施設ごとで状況を確認して、対応しなければならぬものについては、対応していきたいなというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 公民館なんかは、特に地域の館で、住民が主体になる。今お祭りもそうですけど、なるべく住民にできることは住民でというふうに、今、町長のほうはそういった形で進めてらっしゃると思います。

そういった中で、じゃあ住民がきちんとそういったことに取り組めるような基盤づくりといいますが、例えば、掃除ならきちんと掃除をして返したいと思うのなら、そのさっきは、数の話をされましたけど、私が言ったのは数ではなくて、その1個、2個がちょっと使用不能だったというお話なんですけれど、そのチェック体制をどうしていくか。それから、少ない人数の職員の数

でどう回していくかというお話にもなりますから、例えば、会場を使用した場合に、机の配置、いすの配置なんかは各部屋に配置図が書いてあったり、それから、コップの数なんか書いて張ってあったりするところもあります。

そうすると、きちんと私たちがきれいにして返せるんですけど、いつの間にかそれがとれてたりする。そういったものを行政側としては、そういったところをチェックしてほしいのと、それから、みんながどう大切に使うかというのは、その公共品を自分たちの財産だという認識がもちろん要るわけなんですけれど、そういった住民が本当に主役で、行政側はその脇役というか、住民にできない部分をカバーしていく。住民にできるようにどうしていくかというお話になるんですけど、あとはそういった机とかいすとかも目視で見るとおっしゃいますけれど、テントもそうなんですけれど、かなり老朽化してます。

そのあたりをどう更新していくか、そのデータベースの中に入っているものを、データには入っているけど、実は壊れてたとか、データに入っていないくて、公民館なんかは各団体が私有物を持っていますので、そういったものを私有物なんだけれど、だれが使ってもいいよというようなものもございます。そういったものの管理を今からどうしていくかというお話、それから、そういった団体が物を置いている物を破損した場合どうするかという、そういった問題もございます。

今回ちょっと問題になったのは綿菓子機で、綿菓子機は行事のときに結構使います。いろんな行事でその行事を盛り上げて、子供たちも楽しみにしていますので使うんですけど、ちょっとそれが壊れてしまった。台帳にちょっと載ってなかったんで、以前どこかの団体が持ってた物かもしれない。普通の予算では、ちょっと綿菓子機は買えませんので、そのあたりがちょっと追跡できないと、修繕費をどこから出していくかというお話になります。

例えば、あぁいった備品はいろんな行事で、例えば、綿菓子もそうですし、うどんもそうですけれど、各団体の資金源にもなっていますので、そのあたりは、しっかり備品の管理をしていただくと、その活動費をしっかり自分たちで出せるような状況になるという、そういった団体を育成していくことも、そういった面でございます。

後は、データベースに入れてらっしゃいますので、いろんなところで、例えば、学校間でやりとりをする、保育園、幼稚園で、例えば、運動会の物品をやりとりするとか、各こういった役場の部署内で、いろんなものの貸し借りをすることでももちろん考えられていると思うんですけど、そのあたりの状況はどうなってますでしょうか。

備品とそれから消耗品の差、以前は、例えば、1万円以上を備品にしようかというお話があったらしいですけど、1万円以下でもその繰り返し使える備品となり得るものもある。そういったものの備品と消耗の定義といいますが、そういったものもちょっとお伺いしてみたいですし、そのメンテナンスが必要なその机とかいすとかは、きれいなものはきれいに使えますけど、粗末

になったものはどうしても粗末に使ってしまう。

そのあたりの随時修理なり、新品なりをしていかれるんでしょうけれど、こうしたもののその予算を上げるときとか、その修理をするときの方策っていうか、こういった形でやってらっしゃるかもお尋ねしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） データベースでの管理ということでございますけど、これも以前は貸し台帳といいますが、ペーパーの台帳で備品台帳として管理しておりましたところ、監査委員さんの御指摘に基づいてパソコンが普及した、1人1台パソコンになった。なぜ利用しないのかというようなところから、データベース化をして、今だれでも使えるという状況でございます。

ただ、それを利用して、貸し借り等で本当に十分活用されておるかどうかということについては、私自身がまだそのところは十分把握はしておりませんが、効果は出ておるとは思いますが、十分活用されているかどうかということについては、まだまだこれからのことではないかなというふうに個人的な感想でございますけど思います。

それから、備品と消耗品、1万円の金額を境にということ、これについても、当然1万円以下でも備品と、消耗品ではない備品というものは、見るだけでおわかりになるかと思っておりますけど、実のところ、これもやはり監査委員さんからの御指摘も、私が監査事務局を担当しているときでございますから、ちょっと指折り数えられない古い時代になっておるんですが、1万円以下、ちょうど県の財務規則等で、県については、1万円以下については備品じゃない扱いをしておるといような事例から、町でもそういったことができないかという御指摘ございましたから、それを充用した形で扱いをしようということで、それぞれの各担当課のほうに通知をして、実際にやってきた経緯はございます。

しかし、そのところについては、当然その定価が1万円以上のものであって、備品購入費で組むと。しかし、見積書あるいはまた入札をすることによって、1万円以下になるというような形で、その扱いについては、台帳整理がなかなかじゃあどうするのかというような問題点も、そのときにはあったように思います。

しかしながら、今のこういった経済情勢の中で、消耗品という気持ちで備品を扱うことは、まずあってはならないことだろうと思っておりますし、議員さん御指摘のように、やはり公共備品、公共施設、そういう大切なものであるという認識を持ちながら、職員がまず率先して考えていかなきゃいけないという思いでありますので、備品と消耗品の定義については、私のほうから申し上げることではなく、やはり町長部局のそういう担当のところ、今後に向けた考え方をはっきりしていかなきゃいけないかなというふうにも思います。

机等の老朽化したもの、確かに屋外で使うものについては、本当に天板も穴があいたり、はげ

たり、かなりひどいものがございます。そういう屋内で使用に絶えなくなった、会議等に使いなくなったものを屋外用にという形で、順次室内で無法に補充した、その余りじゃないんですけど、室内で使えないものを外へという形で考えて対処してきた経緯はあろうと思いますが、なかなかもう外で使うものが傷んだとなると、修繕すれば修繕するほうが高くなるというような状況もあると思いますから、できる限りそういったものについては廃棄を進めていき、各施設等で例えば、不要になったというもの等がありましたら、そのデータベースを生かした配置がえ等を行って、今本当に各地域とも手づくりのイベントということで、皆さん方が一生懸命やっただいて、本当にありがたく思っておるところでございますが、そういう人たちにとって気持ちいい公共備品、貸出品を整理できたらというふうにも思っております。

なかなか新規購入というのが、それぞれ今大事に使っておるところで、更新というのが最近ちょっとないようですから、入れかえるということが難しい状況だったかもわかりませんが、これからもしそういうことがあれば、やはり廃棄に当たっては十分吟味した上で、対応していきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、机の話で、使い回しのお話がありました。ぜひそういった使い回しも考えた物品の購入、今の机は、例えば、公民館にある机なんか折り畳み式で、これはちょっと外では使えないわよねっていうのもございますので、使い回しができるものを購入される際は、しっかり考えられて、いろんな意味での有効利用をこれからも図っていただきたいと思っておりますし、また今回学校ができますけれど、学校が建てかえられますけれど、その中に特別室っていいですか、地域に開かれた、地域で使えるような部屋も設ける予定になってますよね。そういったときに、ちゃんと備品や教室を使用するルールをきっちりというルールを定めておいていただけたら、お互いが気持ちよく、本当に学校に負担になるような使い方をしても困りますので、そのあたりのことも考えて、しっかりしたルールづくりをお願いして、1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問でございます。次に、山口国体と山口大会について質問いたします。

皆様御存じのように、平成23年10月に、第66回国民体育大会である山口国体と、第11回全国障害者スポーツ大会の山口大会が開催されます。国体の目的は、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図り、あわせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することで、国内最大の総合的なスポーツの祭典です。

昭和21年に京阪神で第1回目の大会が開かれました。山口県では、昭和38年に「友愛、奉仕、躍進」をモットーに第18回大会を開いているところです。今回の「おいでませ！山口国体」は、二度目の開催となります。

一方、全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、多くの人々が障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を促進することを目的に開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。この大会は、平成12年までは身体障害者と知的障害者とは別々のスポーツ大会でございました。これを平成13年から統合して、宮城県で第1回の大会が行われました。それ以降、オリンピック終了後に開催されるパラリンピックのように、毎年国体が終了後に障害者のスポーツ大会が開催されております。

山口国体は、平成23年10月1日から11日までの12日間で、山口大会のほうが、その後の10月22日から24日までの3日間でございます。県では、平成13年に国体準備委員会を立ち上げております。平成18年からは、本格的な準備を始めていますし、昨年からは町長も委員となっております「おいでませ！山口国体・山口大会実行委員会」が開催されているところです。

県内の各市では、国体推進室を設置して取り組んでいますが、平生町では教育委員会の社会体育班が中心となるのでしょうか。山口国体と山口大会に向けての取り組み状況とこれからの予定をお聞きします。

また、町では電動車いすサッカーが予定されています。これはどのようなスポーツ行事を想定されているのか、お答えください。以上2点、お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今ありましたように、県の実行委員会のメンバーということもありますし、平生町の実行委員会の委員長という立場で、私のほうから大まかな考え方について御説明を答弁させていただきます。

御指摘のように、今のところ23年10月9日というふう聞いておりますが、平生においては電動車いすサッカーが開催されるということでございまして、今年の2月に18名の委員で平生町の実行委員会を設立をいたしております。

全体の県の国体を含めて、全体を盛り上げを図っていくとこういうことで、また地域でできるいろんな花いっぱい運動とか、それぞれ大会を盛り上げていく募金だとか、いろんな看板の設置とか、こういう取り組みは進めていくということに今やっております、今から具体的な実施計画を策定をしていくことになると思います。

町としては、今体育館で今申し上げましたように、この電動いすのサッカーが開催されるということでございますので、会場となる体育館のバリアフリー化を図ってきたいということで、正面玄関のスロープの改修とか、玄関上がりがまちの段差の改修、あるいはトイレの改修、こういったことを対応していきながら、一方ですそ野が広がるようなボランティアの募集等を含めて、全体でこの取り組みをしっかりと盛り上げていきたいと。

あわせて、障害者のそういったスポーツ大会ということもございまして、電動車いすの場合は、これは県内非得点競技と、対象は県内の団体ということでございまして、1チーム4人で構成されているようでございます。数とすれば、あんまり多くの方がお見えになってということになりませんけれども、ぜひせっかくの機会ですから、社協やいろんな福祉関係の団体等と連携をとりながら、一つのイベントといいますが、そういうものもこれから計画をしていけたらというふうを考えておるところでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、国体を盛り上げたいというお話でございましたけれど、山口県で開催されるのは48年ぶりでございます。以前の記憶をお持ちの方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、以前のときにはカンナを道端に植えたり、いろんな選手団の方をもてなしたり、そういったいろんないい思い出をお持ちの方も多いと思います。

今回も皆さんの記憶に残るような、すばらしい大会になればと願っております。そのためには、大会を町民の身近なものに感じてもらい、開催に向けた機運を、先ほど町長さん盛り上げるとおっしゃってありました。

例えば花いっぱい運動を県がやっております。平生町はフラワーベルト事業をそのまま踏襲した形でやっておりますけれど、流れはそれでいいのかどうか、それから、イメージソングやダンス、ちよるるソングやダンスなんかも、各学校や保育園なんかにはテープがいてるというふう聞いております。これをどうやって広げていくか、こういったものが機運を盛り上げるための媒体となります。

募金もそうなんですけれど、景気がこんなに冷え込むとは思っていなかった、県もそういった想定をしてなかったので、募金金額がきちんと集まるだろうかという心配もされております。そういったことをどうしていくか、町としてどう協力していくか。あと大会の選手が町内にもいると思います。そういった方の掘り起こしや育成をどうしていくか。

また、先ほどバリアフリーのお話がございましたけれど、これは大会絡みの補助事業でやられるんだと思うんですけど、いろいろ大会絡みの補助事業が出てきます。そういったものにどう取り組んでいくか。

先ほど実行委員会の町長がトップにいるというお話でしたけれど、22年、あと2年足らずの間なんですけれど、当て職の方ですよ、大体メンバーが。そうすると、当て職だと会長は代表がかかわると、またかわってしまう。小学校とか中学校の先生はしょうがございませんけれど、その他の方はできたら2年しかありませんので、その2年の間はずっとその席でそういった国体に対する国体、それから山口大会に対してのサポートっていうか、そういった計画をその方、なるべく同じメンバーでやられるほうがいいんじゃないかと私は考えますけれど、そのあたりのこと

をどう考えておられるか。

それから、今の社協を中心に障害者を主役としたイベントなんかもどうだろうかというお話がございました。これは県では、県社協を中心に授産製品の展示販売とか、福祉器具の展示や体験、それから障害者やボランティア団体の紹介とか、飲食でもてなすとか、そういった地域の特産物を売ろうとか、そういった取り組みもされているようです。

これは、社協を中心にされるというお話でしょうけれど、なるべくたくさんの人に集まってもらって、企画運営をしてもらう。その中で輪が広がって行って、その国体・山口大会をすることによって、町内が活気づく、そういったものにしていただきたいと思いますけれど、そのあたりはどうお考えでしょうか、お願いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後 1 時からといたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまの御質問でございますが、教育委員会の所管になろうかと思えますので、教育長のほうから御答弁があらうと思えます。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 先ほどの御質問でございますが、小さく分ければ 6 点ばかり趣旨があったかと思えます。

まず、花の件でございますが、山口国体の推奨花としては、サルビア赤と青、そしてマリーゴールド、この 3 種類を推奨花としてそれぞれ各市町へ県のほうから配布をするという形で、今年の夏も約 2 万本のプラグ苗をいただいたとでございます。それをポットに移植、あるいはまた各団体へ配布をいたして、町内フラワーベルトの花と国体推奨花の花で、夏以降それぞれの人々の目を楽しませてくれたんじゃないかなというふうに思っております。

これが 3 年間続きますから、国体の開催年まで約 2 万本の推奨花、そしてまたフラワーベルトの約 1 万本、こういった花で当然県道国道、そしてまたいろんなところの花壇、こういったものを花いっぱい運動でやっていきたいと。

また、いろいろ詳細的には詰めていかなければいけない部分があるかと思えますから、今後の教育委員会、あるいは町長部局との協議でもって、花に埋もれた町をつくっていきたいというふうに思えます。

募金箱につきましては、今役場と教育委員会と体育館、3カ所に募金箱を設置しておりますが、

議員さんおっしゃいましたように、こういった経済情勢の中でなかなか募金箱をそこに置いておったのでは、難しいといいますが、その募金が増える可能性としては、非常に少ないというふう
に考えております。

先般、1つの例ではないんですけど、社協の歳末助け合い募金で小学生、中学生の協力を得て、スーパーでそれぞれ街頭募金が行われました。その金額が1時間少々に9万円程度募金があったというふうに社協のほうから返事をいただいておりますが、国体に向けてこういったことをや
っていくことがベターなのかどうか、今の時点でこうするということは言えませんが、実行委
員会等に協議しながら、考えていければというふうに思います。

選手の掘り起こしということでございますが、何分この電動車いすサッカーに携わる山口県の
選手の人数が、15名程度と聞いております。本当に数的には少ないという中で、4人が1チ
ームで33センチのボールを使いながらゴールをするという競技ですから、たくさんのチームが出
てリーグ戦、あるいはトーナメント形式というようなことにはならないと。

じゃあ、そのためにどうすればいいか。やはり子供たちとの交流ってということも考えれば、子
供たちに電動車いすに乗せて、子供に限らず一般人でもいいかとは思いますが、そういった交流
的なデモンストレーションですから、時間がとればやってみたらどうかなというような考え方
も今ございます。

実行委員会の委員さんの任期でございますが、これについては国体終了までと、目的を達成す
るまでとありますから、1回委嘱をお願いした方については、国体終了までということなんです
が、会則の中にただし書きで、一応当て職、役職にある方を委嘱しておりますから、その役職を
離れた方については、もうその時点で辞職したものと見なすというような規定がございます。で
すから、当然ある職をやめられたとなれば、この実行委員会の委員も当然やめるということにな
りますので、今後のことではございますが、やはり一体的に同じ認識の中でやっていくというの
が、非常に大切なことだと思いますから、ぜひ引き続きその任に当たってほしいと。国体終了ま
ではその任に当たってほしいというようお願いもしてまいりたいというふうに思います。

社協とのタイアップ、あるいはまたたくさんの人の参加、これについては、当然関連イベント
をどうするかということで、変わってこようかと思っておりますから、そういう目線で取り組んでい
きたいという思いはございますので、またいろいろ各種団体への協力を呼びかけていくようにな
ろうかと思っております。そのときにはよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

こういったことをやっていけば、当然町内は活気づくであろうし、また活気を出していかな
ければいけないという思いはございますから、今後向こう2年という中で、できる限りのことはし
ていきたい。そしてまた、そういう機運が山口国体における山口県が天皇杯を獲得するとい
うところに結びつけば、いいんじゃないかなという思いもございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 久々の明るい話題となり得る行事でございますので、ぜひ全力を挙げて取り組んでいただきたい。特に、あと2年足らずありますけれど、早くからの準備、準備をすることによって、会合することによって、そういった機運が広がりますので、ですから委員としては同じ方で継続的に審議していただきたいというのと、ほんと審議委員は今回は任期が限られてますので、特にお願いしたいんですけど、ほかのものも審議委員がくるくるかわるといのは、いかがなものかなという思いはかなりございます。

代表が変わるたびにメンバーが変わって、それはいろんなものを審議していく上で、いろんな方の意見が入っていいという面もありますけれど、審議が深まらないという面もございまして、そのあたりのところは、またこれから考えていただけたらと思います。

とにかく今回の国体、それから山口大会を開催することで、平生町が本当に元気になるように、「人が輝くふれあいのまち」、「みんなで支えあう元気な健康のまち」、「快適な実感ができる住みよいまち」、「自立する活力ある豊かなまち」、「町民とともに作る伸びゆくまち」ということで、第三次の総合計画のまちづくりの基本目標にあるように、そういったまちづくりをしていただきたい、その機運としていただきたいと思います。以上でございます。

.....

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、町諸団体に対する運営補助金について、2点お伺いいたします。

1点目は、補助金を支出するということは、公益上必要がある場合に限りておりますが、町財政は苦しくなっている今日、財政に余裕があるとは考えられません。諸団体に対して、補助金を支出していることが本町の公益の増進に寄与しているか否か、個々の団体についてどのように検討されているのでしょうか。

また、2点目は各種の団体の多くは、任意に自主的につくられた団体で、運営費は構成員が負担するのですが、特定目的の事業について、臨時的に補助するならばともかく、恒常的に運営費に対して補助することについて、その見直しの取り組みはどのように考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 補助金に関連をして、今2点個々の団体についてどのように補助金の検討がされているのかということと、運営に対して補助することについてということでございます。

補助金につきましては、地方自治法に基づいて公益上必要がある場合において、補助することができるということで、今本町では27団体、1,218万円を支出をさせていただいております。

す。

それぞれ各団体から、今、事業計画書それから実績報告書の提出をお願いをいたして、義務づけておまして、事業内容について精査をして、公益上の必要性や補助金の妥当性、こういうものをチェックしながら、年々対応させていただいております。

御承知のように、以前は補助金も随分数も多く、また金額も多かったわけですが、平成16年度に例の緊急平生町行財政改革プログラムを策定をしまして、全部事務事業の洗い直し、補助金のあり方等についても、整理、合理化を図ってまいりました。平成17年度で6団体、平成18年度で3団体、平成19年度で3団体、それぞれ当補助金の支出を停止をいたしております。そして今、申し上げましたように、現在では27団体の1,200万円。平成16年当時と比べますと、1,900万円ぐらい減少。率にして61.5%削減を行ってきております。

新年度の予算編成方針をきょうも申し上げましたが、指示をいたしておりますが、その中でも補助金、負担金、交付金と、こういうことで各種団体への補助金につきましては、団体の自立に向けて事業費の助成へシフトさせていく、事業費にシフトさせていくことを各所管団体に対し周知し、理解を求めること。事業性の認められない団体に対する補助金への予算要求は、原則は認めない。多額の繰越金を有する団体については、補助金の減額や廃止も検討する。こういうことで今、私のほうからそれぞれ各課に指示をさせていただいておるという状況でございます。それぞれ今、申し上げましたように、団体での事業計画、あるいはその実績報告、こういうものをしっかり精査をしながら、補助金の妥当性について判断をさせていただいておるという状況でございます。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 今、町内にはいろいろ諸団体は約60以上ありますが、そのうちの補助金の支出は27団体と区別されて、公益にあるかないかで区別されておられるということでしたが、この27団体にも、1,000万円近く予算を組んでおられますが、もう少し会を簡潔にまとめることで補助金を有効に使うことができるのではないのでしょうか。

同じように各種団体の事業に参加される方は、若い方はお勤めがあり、参加は難しく、限られた人たちだけになっているように思われます。ボランティア活動も、もう疲れたという声も聞きます。負担を軽くするためにも、会をもっと簡潔にすることが必要だと思いますが、この簡潔によって予算を有効に1,000万円あれば、もっとまとまった会、団体をしていくことができると思いますけど、町長はその辺はどうお考えなのでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） それぞれの団体、諸団体がそれぞれ結成をされておりますので、会を町が簡潔にしないとか、これはこういうふうにまとめないとかということは、町のほうはそう

いう指導はできないというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） ということは、諸団体は自発的に皆会を立ち上げておられるのでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えします。自主的につくられた、先ほどおっしゃったようなボランティアに近い団体もあれば、あるいはそれは商工会とか漁協だとか、観光協会とか老人クラブとか、いろんなそれぞれの目的・趣旨に照らしてできてる団体もあります。ですから、その27団体は、それぞれ所管も各課にわたっておりますし、それぞれのつくられた背景、歴史、そういうものがあります。その中で公益上の観点から、それぞれ活動を、ただ組織があるから、組織を運営するだけ、運営費だけで組織があるから、その組織に対してお金を出すというんじゃないし、どういう中身の実態、活動をされておるか。

先ほど言いましたように、事業費の助成へシフトしていくという格好で今やっておりますから、ただ単に組織があって、これを運営していくために補助金をくださいというのは、これはもうだめですよという形で今、中身に着目をして、活動実績に応じて対応していきたいと、こういう考え方であります。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 本当に中身というか……。（発言する者あり）それじゃ済みません。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次は、環境教育事業についてお伺いいたします。各教科や総合的な学習の時間に、児童生徒の発達段階に応じた環境教育が必要とされていますが、全体的な計画の策定について、各学校にどのように指示しておられるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 環境問題、幅が広いものがございますけど、人類の生存と人間の幸福にかかわる切実な問題というところであろうかと思えます。

そういう意味では、環境教育の果たす役割というのは、極めて重要なものということで、学校におきましても、そういう環境問題への意識を高め、環境の創造に取り組む子供たちの育成が大事だという形での課題を持っておるというところで、そこに教育委員会として、どのように指示をしておるかというところがございますけど、学校教育全体において、環境教育を充実させていくということで、身近な環境から地球規模の環境までを対象にした調べ学習など、課題解決的な学習や体験的な活動を重視するというところでございます。

学校における環境教育そのものは、2001年から総合的な学習という形で始められた時間の中で、学校の実態に応じた学習活動が行われております。これを教育課程の編成の中でどのようにしていくかということでございますが、学習指導要領というものがございます。御存じと思いますが、これに基づいて学校が特色を出して、創意工夫をして主体性を持って校長の責任によって定めていくものということで、教育委員会のほうから教育課程の具体的な内容までを指示することは、通常ではいたしていないというのが現状でございます。

ただ、教育委員会としては、毎年度末教育委員会会議によって、本町教育の基本方針というもの年度当初に学校に示しております。この基本方針というのは、学校教育と社会教育別に、その年度における重点施策、分野別の努力事項といったものを大枠で示したものなのですが、この基本方針が、議員さんおっしゃる全体的な計画ということになるのではないかという思いで、そういったものを示した上で、学校長が学校長の責任で学習課程を編成していくというところでございますから、どのように指示をしておるかということについては、直接的には介入いたしてはおりません。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 教育っていうか、これからは今もですが、大事になってくると思います。また、学校施設の環境に配慮した施設に改修したり、このたび小学校は太陽光発電の設備もされておられるようですし、佐賀小学校のほうも計画されておられるようですが、燃料電池等の導入し、これらの施設を活用した環境教育を進めることが求められると思うんですけど、財政難の時代にどういふふうに、これからまだ中学校もあるし、いろいろ施設があると思いますけど、その辺の対応は、これからの対応はどういふふうに考えておられるでしょうか。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 太陽光発電の設備につきましては、この予算で12月補正予算をお願いをしておるところでございます。国の特別な財政支援がございましたから、予算上は3,930万円という形で計上させていただいておりますが、その大部分が国の支援によるものというところで、設置ができたわけでございます。

この太陽光発電設備による、また新たな教育がそれぞれ小学校の時代で展開できるものというふう理解しておりますし、また中学校においては、現在のところ太陽光発電設備についてその予定というものはございません。これから屋内運動場の耐震改修、さらに普通教室棟の耐震の補強になるか、改修になるかわかりませんが、そういう状況の中でおっしゃるように、環境教育に基づいたものがどのように設備が行えるかというのは、これからのことであろうと思います。

しかしながら、何分にもおっしゃったように、日本全国的に各自治体の財政難の時代に、燃料電池とかこの太陽光発電もそうなんですけど、やはり何らかの支援がないとなかなかそういった

ものは支援できないというのが実態でございます。

ですから、当然学校教育の中では、先ほども申し上げましたように、環境教育を位置づけてやっておりますし、これからも当然そういう形で、さらに進化した学習内容を提供していかなければいけないという思いではございますが、あくまでも家庭におけるやはり教育というものも必要になってまいりますから、学校と家庭と一体となって、将来の地球を考えた規模での教育というものが必要ではないかなというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 学校でも児童生徒たちには、環境教育を通して社会、環境にも関心が持てるような大人になってほしいと思います。そのためにも今、大人が実践して見せていくことが必要と思われるので、財政難で難しいとは思いますが、手を打っていく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 私6月、9月と一連の質問をさせていただきました。過去、町政をマクロにとらえて、町財政と言ったほうがいいのかもかもしれません。町財政をマクロにとらえまして、今までどういう経緯をたどってきたか、それから、今後どういう方向で臨まれるのかといったようなことについて、町長に質問してきたつもりでございます。

今ここで答弁と、それから、私の質問と答弁を簡単に整理してみますと、過去15年間15年間というのは、平成5年から19年度までですけども、財政規模が約10億円減っております。さらにその歳入のうち、地方交付税が21億円から17億円に変わってきております。それから、町債が10億円が3億円になってきております。これだけで約11億円減ってきております。この辺が財政規模が小さくなってきた原因であろうというふうに思いますが、肝心なのは町税の収入っていうのがほぼ横ばいなんですよ。ほとんど変わってない。この辺が実はちょっと私は問題視しておるわけでございます。

たしか9月だったと思います。6月も話が出たかと思いますが、歳入の中で今後、電源の金とおっしゃったと思うのですが、原発の金だと勝手に理解しておるんですけども、原発の金につきましても、交付金につきましても、財源の一つとしてとらえていくというふうなお答えだったというふうに思います。

それから、限られた予算の中でさらに何に優先的に予算配分するのかという私の質問に対しまして、福祉というお答えだったというふうに思います。しかし、予算配分の中でこれ9月の御答弁の中で、公債費、人件費、扶助費、介護、医療会計、公営企業への繰出金、一部事務組合の負担金、これだけで大体75%を占めるというお答えだというふうに思います。

したがって、非常にそのあと25%が、かなり自由に使えるお金であるというふうな趣旨でのお答えだったというふうに思います。

ただ、私の理解では、公債費、人件費、扶助費、これらは多分義務的経費だというふうなことの範疇に入ると思うんですけれども、ほかのいわゆる経常的経費につきましても、これは町長の采配一つで、ある程度その何か単年度で考えたらちょっと無理かもしれませんが、町長の考え方一つで、ある程度の予算配分というのは私はできるんじゃないかというふうに思っております。そういう意味で、むしろ私の考えとしては、75%のほうにむしろ重点を置いて質問をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

要するに、いろいろ話を聞いてまいりましたけども、今後の町政につきまして私の頭の中に、まだ確たるイメージがわいてこないものですから、大変申しわけないんですが、何回も同じようなことを聞かせていただきます。

ということで、まず1番目の件でございますけれども、安定的な財源確保をし、持続可能な行財政基盤の確立をやっていくんだと。これはたしか19年度だったか18年度だったかの、私がいつも話に出します監査意見書の結びに書いてある言葉でございます。これについてなんでございますけれども、私の質問の趣旨は、今までの町の財源では、今後の財政需要の増加に耐えられないのではなかろうかという危惧を抱いているから、しつこくこれを聞いておるわけでございます。

従来の財源に加えまして新規の財源、しかもかなり強力な金づるがなければ、持続可能な行財政基盤の確立というのは、なかなか難しいのではなかろうかというふうな感じを私持っておりますから、これについて再度お聞きをしたいと思う次第でございますけれども、6月の町長答弁では、19年度の監査意見書結びの提言である、今申し上げました今後いかに安定的な財源を確保し、持続可能な行財政基盤を築き上げていくことが重要とあり、これを受けて町長は、「安定的な財源を確保し、持続可能な行財政基盤、これはもう私も申し上げているように、これが大前提になっております」というふうな御答弁だったというふうに思います。

安定的な財源を確保して、持続可能な行財政基盤を確立することは、確かに最重要だと私も思います。大前提ということですから、そこでそのためには、今まで町長として何をなされてきたかといったようなことを、これは失敗談でもいいと、御披露いただければなというふうに思う次第でございます。

また、9月の答弁では、「地方の財源というのは、地方交付税交付金の多い、少ないによって左右されます」と、「これから地方の財源、地方分権とあわせてどうなっていくか」と、「これは不透明です」と、「どうあるにせよ、財政状況は厳しい状況が続くと認識している」と、これが町長の御答弁でございました。

ただ、これ町長大変申しわけないんですが、こういうこと言って大変町長に失礼なんですが、

これは問題提起でございまして、厳しい状況というのが続くのであるならば、じゃあ町長としてはどうするかといったようなことを、お答えが欲しかったわけですね。問題提起するのは、これは議員の役目でございまして、町長がそれを実行する、あるいは実現する、トライするというのが町長の役目であろうと私はそう理解しております。違いますか。後でお答えになっていただければというふうに思います。

それから、よく町長の言葉で聞くのが、「これからしっかり状況を見ながら、しっかりやっていく」というふうな御発言が多いんですけども、これに対しましては、私なんか単純ですから、すぐ町長のこういった言葉に引っかかってしまいまして、じゃあやってもらえるんだというふうに思ったら、どうも後で追いかけてみると、どうも実現されてないような気がしてしょうがないんですよ。

それはどうでもいいんですが、第三次平生町総合計画だとたしか思うんですけども、「自助、公助、共助」という言葉がたしかあったと思うんです。自助っていうのは、セルフヘルプですよ。それから、公助っていうのは、勝手に言いますとパブリックヘルプだと思うんですけど、共助っていうのはミューチュアルヘルプですよ。というふうな言葉があったと思います。

自分で何とかしようという意思がなかったら、だれも周りは助けてくれないというふうに私は理解しておりますけど。何でこんなことを言うかといいますと、よく町長から話を聞くのが、国の方針がよく見えないからとか、町としての方針が立てられないというふうなことをよくお伺いします。そうではなくて、先ほど申し上げました財政が厳しい状況が続くと認識しているのであれば、町としてじゃあどうしていくのかと。それをベースにして、国の助けを待つと、こういったような姿ではないのかなというふうに、実は私思う次第でございます。

話がちょっと横道にそれたような感じで、質問の趣旨をもう一度確認します。「安定的な財源を確保して、持続可能な行財政基盤を確立することは確かに重要です」と。「一方、この15年間町税はほぼ変化なし」ということでございますので、おっしゃっていることと15年間町税がほとんど動いてないというのは、ちょっと矛盾してるような感じもありません。

というわけで、質問の第1は、今まで町長はこの課題に対してどういう施策を打たれたのかと、これが第1の質問でございます。

2番目、「1次産業の担い手、町内雇用の場の確保をしっかりとっていききたい」と。「新しい産業分野、あるいは福祉の分野での雇用創出をしっかりとっていききたい」というのが、9月の町長の答弁でございました。大変重要で、かつ古くて新しい問題だと私理解しております。しかし、あくまでこれも問題提起に終わってないかというふうに私思います。ということで、具体的にどのようなアクションをとられるのかということについてお伺いをしたい。これが2つ目です。

3つ目、予算配分の優先順位に対して、福祉という御答弁をいただきました。これは私の勝手

な解釈かもしれませんが、福祉のうち例えば老人福祉について考えますと、老人人口の自然増に対して、比例的に予算の配分が増えるというのでは、これは特に重点を置いたということには、ならないのではなからうかというふうに思います。

したがって、例えば老人福祉に対しまして、新たな介護施設をつくるだとか、それからグループホームをつくるだとか、それから、もう一つ光輝病院の介護療養病棟をどうするかだとか、そういったその問題点も多分あるんじゃないかならうかというふうに思っております。

そういうわけで、この問題に対してどういう施策を打たれるのか、町長の方針をお伺いしたいというふうに思います。

4つ目、「相互扶助をベースとしたコミュニティ」という答弁が、9月にたしかあったと思います。これはどういうイメージのものかということ、もう少し説明いただければというふうに思います。

これは、昨年総務厚生常任委員会で、鳥取県の南部町に研修に行ったことがございます。そのときに、南部町では地域振興区というのをつくって、その下に、その中に総務企画部、公民館部、ふれあい部、地域づくり部という4つのセクションをつくりまして、これで地方に密着した、ごくごく地方に密着した行政をやっていくというふうな話だったというふうに理解しています。つまり、町の下にこういう地域振興区というのをつくって行政をやっていくというふうな説明でございました。

こういうふうなイメージのものかどうかということをお伺いしたいということです。

以上、4つの点についてお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、本町の町政の課題と対策ということで、まず町税が大体横ばいだが、どういう取り組みをやってきたのかと。6月のときも9月のときも、大体安定的な財源を確保するために、どういう取り組みをしておるのかというような質問でございましたから、お答えをさせていただいておりますが、同じ答えになるかもしれませんが、こういう具体的に例えば問題については、町長どう考えるかと。この辺については、どのように考えていきますかという提案がいただければ、もっと議論が前に進むと思うんです。それで、どういう取り組みをやってきたかと、どういうあれかということですから、どうしても我々とすれば、今までの申し上げておりますように、歳入確保検討チームをつくってやってきたと。

町税がこの前も御指摘があったように今、町税全体で約13億円、平成20年度で13億8,000万円、これは横ばい 若干増えておるわけですが、例えば法人町民税、法人あたりは景気に左右される。その辺で落ち込んでくる中で、町民税がその分健闘しておると。

だから、ある意味では大変景気に左右される部分はあるけれども、町民税全体から見れば、私

はやっぱり平生町いろんな今日までの併任徴収とか、いろんなことを申し上げてまいりましたけれども、そういう個々の小さくても、それを積み上げていくことによって、総合的に財源の確保対策というのは取り組んできておると思うんです。

これをやれば、もう絶対中長期的に安定してやれるというような特効薬的なものはありませんけれども、そういう取り組みが行われてきておるということと、例えば我々とすれば、こういう状況の中でこの前から申し上げておりますように、いわゆるその今度の風力にしても、環境型の一つの企業誘致という形でとらえられることもできると思うんです。そういう一つの財源を一方では確保していくと。

さらには、例えばこの前から委員会でも報告しておりますが、そこの今度できる老健にしても、これはいわゆる松栄会で行われるわけでありましてけれども、新たな雇用にしても我々は期待をするところ大という状況であります。

これらを合計あわせると、例えば町税の中でも固定資産税というのは、やっぱり一つの大きな、有力な財源であります。恐らくこれらをあわせれば、風力とか、こういった福祉分野での一つの進出、こういうことを考えていけば、大方四千四、五百万円程度の財源が確保できるという私は見通しを持っておりますし、こういうことはむしろ逆に景気に左右されないで、一つの堅実な形で財源が確保できると、そういう一つの方向になっておるというふうに受けとめておりました、こういう厳しい財政ですが、それなりの財源確保に今まで皆さんの御理解と御協力いただいて、取り組んできたということで、一定の私はこれは財源に相当するというふうに受けとめておるところであります。

そういう取り組みを今日までやってきながら、厳しい財政事情の中で本当に持続可能なこういった町政を進めていく基盤を確立をしていきたいと、こういうことで今、取り組みをしておるところでございます。

それから、1次産業の担い手の確保、町内の雇用の場の確保と、こういうことでございますが、1次産業につきましても、担い手確保というのは、これは大変大きな課題であります。いろんな今日まで総合的な取り組みを町も経済課を中心に対応しておりますし、JA、それから県の農林事務所等協力をいただきながら、体験農園も今、実行させていただいておりますし、新規の就農者を誘導していけるように、あるいはまたその終了者が、引き続いてこの取り組みができるような仕組みづくりも今、やっておりまして、こういう点の取り組みをこれから面に広げていくような努力もしていかなければいけないというふう考えておりまして、トータルで大きく見れば、農業政策いろいろありますけれども、地域においてやれる範囲で我々が今、取り組み、後継者の育成、こういう形の取り組みは進めさせていただいております。

それから、福祉の分野での雇用というのは今、申し上げましたけれども、この老健の進出につ

いても、これは以前から町としてもこれを第4期の介護基本計画の中に位置づけをいたしております。それなりの周辺との80床ということでございますから、さらにグループホーム18床というふうに聞いております。周辺市町の調整、県との調整、また介護保険料との調整、こういうものも当然出てくるわけございまして、そういうもろもろの調整をしながら、この第4期の介護保険計画に位置づけをさせていただきまして、来年から恐らく職員の募集に入られるだろうと。恐らく200名弱ぐらいの雇用が発生をしていくものというふうに我々も見ておりますけれども、各福祉の分野からそれぞれ事務職員に至るまで、一つの町内にとっては雇用の場が確保され、定住対策にもつながっていくというふうに、そしてまた町の財源にも寄与していく、こういうふうを考えております。

それから、福祉の分野での予算配分最優先順位、これもこの前も申しあげましたように、ある種義務的経費ということで、予算編成においては、かなりこの分野は優先的に確保してきておるというふうに考えております。

ただ、いわゆる老人福祉に関連をして今、介護の計画がスタートいたしておりますけれども、特にこれから私はやっぱり今、社協に委託しておりますが、地域包括支援センター、もっとこれが総合的な相談支援体制が組めるようなあり方にしていかなければいけないというふうに考えておりまして、この辺の介護保険制度10年になりますけれども、契機にこの地域包括支援センターのあり方についても、少し検討していきたいというふうに思っておりますし、さらには在宅の要介護者の家族に対する支援、こういうことも、これから大変大事になってくるだろうというふうに思っております。こういったところも十分留意しながら、これからの対応をしていきたいと。

特に、またこの前高齢者保健福祉実態調査をやりまして、町内でも一人暮らし、あるいはまた二人暮らし、こういったところ大変増えてきております。こういった方々に対する、今、緊急通報システムをやっておりますけれども、こちら辺のもっと積極的な導入について対応していきたいということと、地域でのいろんな見守り活動が行われております。これもしっかり、これから、今ちょうどこれから地域福祉計画を策定をいたしますが、その中でしっかりとこの計画を位置づけをしていきたいというふうに思います。

同時に、老人福祉は、初老、中層年を含めて健康面での健康増進対策ということも、一方で介護とかそういう福祉政策が必要ですが、同時に健康維持をしていくための対策ということも今、一生懸命力を入れて取り組んでいこうといたしております。筋力トレーニングが引き続き行われておりますし今、ウォーキングマップをつくって、いろいろウォーキングの取り組みについても、ぜひ推奨しながら取り組みを進めておるという状況でございまして、こういった健康づくりについても、しっかりこれから力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、最後は相互扶助をベースとしたコミュニティ、鳥取県南部町の例を今、御指摘をいただきましたけれども、町村合併に対応して、地域自治区制度を導入するということと、そうではなしに独自の住民自治の仕組みを制度化してある自治体、それぞれあるかと思います。そうした中で、今日までの行政主導の自治体運営、こういうところをできるだけ町民との協働による地域の運営という観点、こういうものも非常に今、求められてきておる。

同時に、行政の公共サービスについても、多様な主体で担っていかうというような一つの流れ、こういう一つの場と仕組みをどうつくっていくかというのが、これからの大きな私は課題だというふうに思っておりまして、私自身が地域協議会、公民館をある程度公民館単位ぐらいにおいてそれぞれ自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、こういった公民館運営協議会等々、ある程度のまとまりのある中で、地域の課題を克服していけるような姿を描いていきたいということで、私は提案をさせていただいたわけですが、恐らくそういう直接私は見ておりませんが、南部町の地域振興区という組織も、恐らくそういう形のものではないかなというふうに思っておりまして、公民館やコミュニティ施設というのは、ある意味では一つの町民センター的な役割ということになるんだろうと思います。

この辺も、ですから公民館の位置づけ等々も出てまいりますから、十分研究をしながら、この取り組みを進めていきたいと。本来のそういったあり方というものを考えていかないと、これから地域の課題をどう地域で先ほども「自助、公助、共助」というお話がありました。お互いに地域で支えあっていける、そういうやっぱり仕組みというものを、やっぱり地域でつくっていくために、これからのそういったあり方をしっかりつくり上げていくために、努力をしていきたいというふうに今、考えております。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 1番目の質問に対しまして、ちょっとこれはもう少し頭を冷やして考えてみたいと思います。また来年お願いするかもしれません。

2番目ですけれども、1次産業の担い手というのは、これは体験農園という例を出して御説明いただきましたけれども、そういった何ていいますかね、もう少し抜本的な対策方法っていうのはないんだろうかという感じが実は非常にしてるんですけれども、例えば今、ある意味では民主党あたりでも話題になってるんですかね、要するにその荒廃した農地を、何とか法人経営にもって行って建て直すだとか、そういったような話も一応話題になっておりますよね。

ああいったことに対しては、どういうふうに取り組みをされていくんだろうかといったようなことが、まず1次産業の担い手と、あるいは町内雇用の促進といったことについて、かかわってくるんじゃないかというふうに思います。

それから、3番目ですけれども、福祉優先的な配分ということで、これは私は非常にありがた

いことだというふうに思っております。ただ例えば、老健の新設、80床で100人ぐらいの雇用がもらえるのではなからうかというふうな御答弁でございました。

これ私は問題にしておりますのは、雇用もさることながら、お年寄りの数が何床ぐらい施設をつくれば間に合うんだらうか、間に合わないんだらうかといったようなことを、実はえらく気にしております。施設だけではなくて、例えば、グループホームだとか、あるいは在宅介護だとか、そういったいろいろな手段があるわけですがけれども、あらゆるそういった手段を組み合わせ、どういう設備、あるいは制度をつくったらこれから間に合うんであろうかと。

たしか私の記憶では、2045年ぐらいで65歳以上のお年寄りがピークになるというふうな、間違ったらごめんなさい。平生町はわかりません。全国的な統計でいいますと、2045年だったと思いますけれども、お年寄りの65歳以上の人ピークになるというふうな話だったと思います。

あとだから何年ですか、25年ぐらいあるわけですよ。じゃないか、もったか。35年ですか。（「25年」と呼ぶ者あり）25年ですか。というふうなことで、まだまだその数が、お年寄りの数が増えていくという想定で、じゃあどうやって面倒見るのかという計画が、多分必要になってくるんじゃないかというふうに思います。ということで、これはお金がかかる話だなあと。

確かに、緊急通報システムだとか健康維持をしていくための運動だとか、こういったところも必要ですが、これまた抜本的な何ていうのかな、方策っていうのがある程度必要になってくるんじゃないかというふうに思います。これからお年寄りが増えていく中で、どうやっていくかと。それこそきょう平岡議員の御質問の中にありました町長の理念として、これは理念と言えるのかどうかわかりませんが、大方針としてどうしていくのかと。

先ほどの経常経費75%っていう中でも、どうやりくりしていくのかといったようなことを、これは町長のリーダーシップのもとにやっていただければなというふうに、実は思う次第でございます。

4番目なんです、相互扶助でそしてコミュニティ、これも確かにお金がない中で、町政をどうやっていくのかといったこと、重要な一つのある手段であろうというふうに私は思っております。そういう意味で、これ町長のその構想が、ぜひ私これ実現してくれればなというふうに思っております。

というわけで今、町長の頭の中にだけにある話なのか、それともある程度具体的に下のほうに指示を出されておられるのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。以上です。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後2時10分から再開いたします。

午後1時54分休憩

午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） まず、農業とりわけ担い手の関係で、農業振興にかかわる部分でございますが、体験農園の例を引いていきましたが、より抜本的な考え方としてどうかという、より抜本的には、もうせめてやっぱり後継者が育つような農業のあり方というのを、これはもう国も上げて取り組んでいかなければいけないし、特に今、出ております戸別所得補償方式等についても、具体的な要件がどうなっていくのかというのは、大変今、注目をいたしておりますが、早急に示してもらいたいというふうに思っておりますし、中山間直接支払い制度、中山間地域の直接支払い制度につきましても、ちょうどこれが今年度で切れるということですから、来年度以降、これはもう今、我々この地域にとっては不可欠な制度になっておりますから、ぜひこれを恒久的な制度として定着させてほしいということを今、我々も今、組織を通じて強く求めて来ておるところでありまして、こういう、国において、ある程度の条件整備をやっていただく中で、我々としても地域でできる取り組みをやっていこうということで今、議員御指摘いただきましたように、特に今、農地の有効利用という観点からも、農業生産法人だけではなく、いわゆる普通の企業法人が農地取得というのが、一般企業可能になって、一般企業参入できるというような状況になっておまして、議員御承知のように今、いろいろ建設業なんかの方が一緒にその、雇用も当然兼ね合わせて、第1次産業と連携をとって参入をしていくというようなケースがあります。こういった農商工連携というふうについておりますが、この辺についても、商工会あたりともしっかり連携をとって、この取り組みを、これから町としてもしっかり進めていきたいと、協議をしていきたいというふうに思っております。これは、町にも今から対応していく課題だというふうにとめておるところです。

もう一つ、私が今この分でいろいろ国に出会うと必ず言っておるのは、今特に農業の関係で言いますと、農業高校のあり方です。これは、あれだけ全国でなんぼあるか知りませんが、ほんとにせっかく農業高校で勉強した知識や技術や人材、こういうものが全くほとんどといっていいほど現実には生かされていないという、今の大きなこのミスマッチが発生をしておるといふ。こういった人たちが喜んで農業に就業できるような条件整備を、国も本気で考えてくれということを今、私は、これは個人的な意見ですが、この農業高校のあり方については、強く、事あるごとに申し上げているところであります。余談になりましたが、そういう状況。

それから、地域福祉の、福祉の関係でございまして、確かに一つの施設等の整備もこれからやっていかなければいけません。ただ、これは当然施設整備ということになれば、介護保険の保険料等々含めて、跳ね返って来るわけでありまして、ここの辺の全体の需要バランス、それが

ら在宅で介護されている、先ほども言いましたように、これから在宅の要介護者に対する対策というの、これからほんと大事ですから、そこら辺の家族に対する支援をどうしていくのか、この辺も大きな課題になってくるというふうに思っております、そういうことを今、先ほども言いましたけども、地域福祉計画の策定を進めております。具体的な取り組みを今からスタートさせるようにしております、これをしっかり、けさほど出ておりました第四次の総合計画とあわせて、地域福祉計画を策定をして、その福祉、いわば福祉版といえますか、福祉の分野でのしっかりした計画をつくっていきたいというふうに考えております。

それから、コミュニティのあり方ですが、これは既に、実は合併協議のときに、山田私案ということで、私自身は皆さんに三、四年前になると思いますが、地域組織のあり方、住民参画によるまちづくりのシステムということで、1度提起をさせていただいた経過がございます。それ以降、ですから、事あるごとに今、これからのまちづくり、コミュニティの再生ということを考えた場合に、ぜひこれを下敷きに考えていこうではないかということで、職員にも今そのことを指示をしながら、どういう形で具体的に、こういう、その、まちづくり協議会のあり方、コミュニティの協議会のあり方について今、検討をさせているところです。

当然、地域の力発揮事業というようなこともやってまいりましたけれども、これらもあわせて、そういった地域の力をどう引き出していくのかと。あわせて、こういう一つのコミュニティのあり方と一緒に、これから地域の力を活用していくような方向づけをしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひまた、いろいろ御示唆をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 大変ありがとうございました。大分、私の疑問も氷解したとは言えませんが、一歩進んだというふうに思います。

さて、そこで2番目の、1次産業の担い手、町内雇用、町内の雇用の場確保といった点で、例えば、農業高校生云々というふうなお話がありました。今政府がやろうとしている戸別補償、所得補償っていうのは、私は余り信用していないんですけども。一番重要なのは、町長おっしゃったように高校生、例えばその地域に残ってですね、農業をやっていこうというふうな気持ちを起こす、起こすようにしないといけないということだろうと私は思います。そのために一番何が肝要かという、農業をやってもうかることというふうに、実は私は思っております。そういう意味では、町長あたりと、1回柳井で話聞きましたかね、米田雅子先生の土建業の方に農業をやってもらうといったようなこと、一つの大きな試みだというふうに私は思っております。そういう意味では、これはぜひ、町が音頭をとっていいのかどうかというのは、私ちょっと判断ようしませんけども、ただ少なくとも農協あたり、あるいはその町内のその土建業の方々に、こういう

やり方があるんだということをぜひPRをしていただくということが、まず一つファーストステップとして必要なんじゃないかなというふうに思います。

そういったことが一つの足がかりになって、皆さんがその気になってくれば、これは1歩前進だなあというふうに私は思います。くどいようですけども、農業がもうかるようにすれば、皆さんやるようになるというふうに思いますし、もうかるようにするにはどうすればいいか、その辺だと思います。

それが1次産業の話でございまして、次の福祉でございまして、これは何でしたかね、ちょっと気になった、町長の答弁の中にちょっと気になった話がありました。介護保険料がアップする可能性があるというふうな言葉がちょろっとあったと思うんですけども、私思うには、介護保険料がアップするっていうのは、これは、しょうがない話だと私は思っております。これを、これがいやだから、例えばその新しい介護施設をつくらないだとか、グループホームをつくらんだとか、そういうことであっては、私はいけないと思います。一時、在宅介護っていうのが、小泉政権のときにいろいろ言われました。私は、介護度によって、いろいろあるかと思えますけど、介護度が非常に重くなった人が在宅介護ができるはずがないと思ってます。そういう意味では、ある程度、施設のほうが、施設にあずける、入ってもらるか、あるいはグループホームに入ってもらるかといったようなことが、私は必要になってくると思います。という意味では、お金のかかる話だと。そういったことを十分吟味いただいて、町としてどうするんだという計画を立てていただきたいと。これが福祉についての話です。

それから、4番目の相互扶助をベースとしたコミュニティの話。これは、ぜひ山田私案なるものを十分たたき台、たたき台っていいですか、要するにたたいた上で、ぜひ実現をしていただきたい。ただし、これは私は去年南部町に行ったときに、これはいろいろな問題があるなあというふうに、実は感じました。なぜかといいますと、要するに、地域振興区ですかね、地域振興区で働いてもらう人が本当に、何ていいますかね、報酬が幾らもらっているのかというのはわかりませんでした。報酬によっては、これは動かんなど。ボランティアですべてを動かそうと思ったら、これは並大抵のことではないというふうに私は感じました。そういう意味で、まあ、これは私だけの感じかもしれませんが、そういう意味で、これ実行に移すとなるとかなり難しい問題が内在してるなというふうに思います。

以上3つ申し上げましたけど、町長の見解をよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 農商工連携につきましては、もう既に県が業者の方を集めて説明会をやったり、いろんな形でもう着手をされております。したがって、十分地域においても、我々のところでもそういう協議をしながら、対応できるものはしていこうという話でございまして。

それから、介護保険料の上昇ですが、これはやっぱり全体のバランスといいますが、ある程度その状況の中で、そういう施設と、それから保険料をどうしていくのかと。程度の問題があると思いますんで、その辺はバランスを考えながら対応していくということになると思います。

それから、最後の、これは後、その具体的な姿の中で、どういう形でその地域協議会を運営していくのかという問題になってくるんだろうと思いますが、この辺はまた今から十分皆さんの御意見等も踏まえながら、我々も検討協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 3回の質問が終わりましたので、次の問題に入ります。

次は、限界集落。これはたまたま、せんだっての大野地区の行政報告会に私も参加しております、自治会長さんから質問がありまして、今まで議会で2回質問が出された。具体的にどういふふうにいるのかという質問がございました。そこで、確かにその報告会では今、検討しているというふうな話だったと思います。ということで、検討しているのであるならば、限界集落になったときに、何が問題なんだろうかと。解決すべき課題というのは何だろうかと。ことをお伺いしたいというふうに思います。恐らく、あと10年たった、あるいは15年たったら、ほぼ町全体が限界集落じゃなくて、限界町になってしまうんじゃないかというふうに私は危惧するわけですが、そこまできなくても、限界集落そのものはどんどん増えてくるだろうというふうに思っております。この問題につきましては、時間がたてばたつほど事態が深刻になってくるというふうに思っております、早く手を打たにやいけんというふうに思います。そこで、何が課題で、その2番目として、その対策、あるいは対策方針というのはいかがでしょうか。それから、これ余分ですけども、今までどういふことを検討されて、どういふその壁があったのかといったようなことを御開陳いただければというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） いわゆる限界集落の問題であります。県では、小規模高齢化集落と、こういうふうと呼んでおるようであります。小規模高齢化集落の定義は、戸数が19戸以下、65歳以上の高齢者の割合が50%以上と、65歳以上が50%以上というふうに言われがちですが、それに戸数19戸以下というのをくっつけておりますが、県の調査では、平生町に該当するのは4つ、4集落です。ただ、65歳以上のみの、50%以上というのは今、13集落、平生町ではあります。御指摘のように、これから加速をしていくものだというふうに受けとめております。

課題は何で、対策はどうかということです。これは、課題はたくさんあると思いますし、対策もこれが対策という特効薬があれば一番いいんですが、なかなかそういうわけにいきません。地域の、地域政策というのは総合的に実施をしていかなければいけない今、状況だと思います。具

体的に言いますと、地域の集落機能が衰退、課題ですが、集落の機能が衰退をしており、地域活動がどうしても生活道路や農業用水など、地域の資本の管理能力が低下をする。耕作放棄地が増加をする。あるいは高齢化所帯がどんどん増えて、それに伴ういろんな福祉の要請が出てくる。安全、安心の要求が強まってくる。移動手段の確保が課題。こういうふうになっておりまして、我々としてもそういうものにどう対応していくのかということで今、町とすれば、既に御紹介をしておりますけれども、町は機構改革この前からやりまして、総務課で地域活動推進班、地域安全班、こういうものを設置をして、地域の安全、安心の取り組み、協働のまちづくりということで今、取り組みをさせていただいております。地域のいろんな課題にしっかり答えていこうということで今、自治会の取り組みを含めて対応させていただいております。特にまた移動手段等の問題については、この前も紹介をし、ぜひこの取り組みを広げていきたいということで、地区社協の皆さんとも相談をさせていただいておりますけれども、運転ボランティアによる移送サービスというようなことも今、現実に行われておりますが、こういうものがより広く広がりを見せれば、あるいはまたそれに変わる対応がどうとっていけるのかと、これも一つの大きなこれからの課題だと、また取り組む施策になってこようかと思っております。

それから、もう一つは、安全、安心のまちづくりということ掲げておりますけれども、自主防災組織を今それぞれ各自治会でつくってもらっておりますが、この組織と、実際にこの組織が機能していくような、地域の安全がほんとに確保できるような、そういう実態的な連携がとれるような組織というものも十分これから考えていかなきゃいけないと。何はともあれ、今からの団塊世代含めて、そういった地域でそれらを取り組んでいくリーダーを、どう養成、人材を発掘をしていくのかというようなことがこれからの課題だというふうに受けとめております。

また、それらに答えていくために、我々は今、申し上げました総務課の窓口を介して、できるだけ具体的な施策として対応をしていきたいというふうに考えております。自治会制度も、自治会のこの前ありましたけれど、行政協力員会議、行政協力員制度をしっかりと今、それなりに機能させていただいておりますというふうに思っておりますから、その辺を一つの受け皿にしながら、これから、このより充実した地域との連携というものを考えていきたいというふうに考えております。

いろんな取り組みにつきましては、今まで検討、経過を含めて、町として今、申し上げましたような課題と、そして解決に向けた取り組みについて対策を進めて来ておりますが、先ほども申し上げましたように、特にさっきの地域のコミュニティの再生の分と、御質問いただきました、その前の福祉の分野の地域福祉計画、この辺もみな関連をしてみたいと思いますので、十分そういう総合的な対策を打つ中で、この限界集落っていいですか、いわゆる限界集落対策という形になってこようかというふうに思っておりますから、これをやればというのはありませんが、ぜひそれぞれの取り組みを着実に進めていくということになるかと思っておりますので、総合的にそ

う対策を取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） ありがとうございます。この問題は、総合的に判断していかなくちゃいけないというのは、それは私も非常によくわかります。

もう一つ、けさほどの平岡議員の話とはちょっとずれるかもしれませんが、ちょっと違うことを言うかも知れませんが、私としては10年先にその町内がどういうふうになっているかといったことを読んで、その上で総合的に、じゃあどうしようかといったような計画を立てていかないと、下手をすると短期的な視野で、単視眼的なその見方でやっていくと、これは方向を誤るなどというふうに実は思っております。そういう意味で、先ほどの農業、1次産業の問題にしたって、部落のあり方にしたって、部落といたらいけないか、自治会のあり方としてどうするかといったようなことを、長期的な視野でもって解決をぜひ図っていただきたいというふうに思います。

ちょっと長くなりましたので、私この辺で質問やめますけど、ぜひ、よろしく願います。途中で経緯を見てまして、また、ちいと私なりに疑問が出たら、またこうしてしゃべらせていただくかも知れません。よろしく願います。以上です。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） 次に、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） きょう、行政報告の中で、町長が予算編成を各課で編成方針を出されたというような話が出てまいりましたので、その編成方針をできる範囲で、答えられる範囲でいいんですが、どういう編成方針を出されたのか、その、それに至るプロセスをちょっと教えていただきたいんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 11月13日付で予算編成方針を一応示させて、示してきております。全体的に財政状況等について、平生の財政状況の分析をやりながら、加えて国の財政対策もなかなか不透明と、こういう状況の中で、これから、けさほども言いましたけれども、将来を見据えた総合計画を策定をしなければいけないと、こういう中で、将来をある程度見据えた中で、今回のアンケートにもありましたように、住みよさを実感できるような、そういう一つのまちづくりの第一歩にしていこうと、こういう形で今回の位置づけをさせていただいております。

見積りもりの基準については、やっぱり引き続いて厳しい削減の目標を持って取り組んでほしいということで、この12月の、一応国の動向もありますけれども、一応この24日ぐらいを目途に予算要求を各課から出してもらうと。依然として厳しい財政基調に変わりないと、そういう中

で取り組んでほしいという今、状況でございます。やっぱり基本的には、そういう厳しい中で、そうは言いながら、将来につながっていくような事業について、メリハリをつけた形のものにしたいたいということを申し上げて、今それぞれ各課で対応していただいておりますという状況であります。

議長（福田 洋明君） 吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 国の対策見据えて、将来を見据えた、住みよさを実感できるまちづくりの一步、去年とどう違うんです。いや、その言葉、言葉が違うだけなんか、それと組み方、編成方針がそれによってどのように変わっていくのか。それがどのように課長なんかには伝わったのか。それから、もう一步、この後詳しくいくんだろうかもわかりませんから、そのプロセスの中で、今年度打っておるいろいろな施策に対する見込みとかってというのは、各課は、もう出してきておる。もうそのレビューできて、恐らく見込みが出てきておるのかどうか。それから、この後になる、僕どうこういうわけでないで、聞きたいだけなんです、各課が目標を立てて、今年来てましたのが、どこに反映されるのか、どういう、この後にどう反映されるのか。今までそれが含めてこの目標になっておるのか、編成方針になってるのか、ちょっとその辺。だから、今言われた、よく今、民主党の政権の話でも出てきますけれども、中曽根元総理大臣が、鳩山さんの考え方、確かにすごいと、いい方法だと。ただ、実行するには形容詞ではないと。これからは動詞だということを言われてますが、この今の目標だけで、どのようにこう変わっていくのだろうかという思いを持ってますんで、ちょっとお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 動詞でやるように我々はやっていきたいと思っておりますし、住みよさ実感できるまちづくりへの第一歩ということで、実践テーマは従来のもありますし、そうでないものもあります。そして、基本的な今、各課の要求についてであります、そういう中で課別の重点目標はこれこれこれで、そして重点項目に対して、21年度、重点事項については何、それから反省点はこれ、そして予算要求の基本的な考え方はこれというのを、こういう一つの様式があるんですが、このそれぞれそういうものに基づいて、各課の予算の要求をしてもらうということにしております。

議長（福田 洋明君） 吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） そのようにぜひお願いしたいと思いますし、今後各課が出してくるのが、目標が今までは一人歩き、一人歩きというたら語弊があるが、どことひっついて、どうなって目標ここになってるんかというのが、わかってないんで、今度予算編成のときに、しっかり見らせていただきます。要望で結構です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） それでは、行政評価について大きく3項目、安全安心なまちづ

くり、それと協働のまちづくり、持続可能なまちづくりということで、それぞれ少しリーダーシップを、朝からも一般質問の中で、町長のもっとリーダーシップを図ってほしいというような御要望も含めて、私もそのような気持ちですし、また今も吉國議員が言われましたように、形容詞じゃなくて動詞でってということで、町長さんを叱咤激励の意味でお尋ねしたいということですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、安全安心なまちづくりってということでお尋ねをいたします。

まず1点目は、インフル対策です、新型インフル対策。このたびの補正予算でも、加湿空気清浄機、県の補助金の絡みでやられる。これは県の補助金の絡みでしょうから、当然そういう県から出てきたのをそのまま町のほうへやられるっていう。ただ一方、それまで至る行政評価の御説明の中で、子供をターゲットとしたお話をいただきました。幼稚園児、保育園児、小学校、中学校、熊南の学生の、子供たちのことまでも含めて、学年閉鎖ってということで御説明をいただきました。

じゃあ、町にとって義務教育機関であるインフル対策ですね、加湿器って問題を一つとって考えてみると、保育園ではやって、児童、生徒はやってない。これは県の絡みですから、せっかくインフル対策の本部をとられたんですから、町でその辺のことも含めてお話をされてたんじやないかと思うんですけれども、予算がついてないからやらないっていうんじゃないで、新たな何か一ついい方法がそういう変わるような施策ができないものかということも含めて、少しお尋ねをさせていただければと思います。

手洗い、うがい、除菌剤等は随分と準備をさせていただいて、子供たち大変助かっている。保護者、一保護者としてもこの場を借りて改めてお礼を申し上げるわけですが、学校が最も広がりやすい場所ということでもありましたので、インフル対策、本部せっかく設置されたんなら、その統一性ってというか、そのほうは、町のほうではどういうふうにとらえていらっしたのか。少し、私たち保護者の目線から、安心できるような学校環境の整備ということでお尋ねを1点目にまずさせていただきます。

2点目なんですけれども、子育て応援プログラムの件に関してです。これは、政権交代がございました。執行停止ということで、当然そうなんですけども、先般も全協の場で柳井議員のほうからお話がありました。私も賛同するところがございまして、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、国からの施策の変更ということで、そのまま流されるというのは当然結構なんですけれども、安心、安全な、一般の町民皆様の立場からすれば、もっと町長さんのお言葉として、広報だけではなくて、いろいろな、町レベルでも、ホームページなりお知らせ版なり広報、いろんな媒体を持っていらっしやるわけですから、町長さんのお言葉として、やっぱりその行政の仕組み

っていうんですか、そのことも含めて発信をするべきじゃなかったかと、私も思っている者の1人です。このことは、ひとつ戒めも含めて、町長さん、今後政権交代っていうことでいろんなことが想定、先ほど朝から不透明さ、今後のこと、当然あり得るわけですから、どれがどれかっていうのは今すぐには申せませんが、今後の対応策についても、やはり、もう新聞報道等で知ってるだろうとか、そういう「だろう」ってことは多分ないと思うんですけども、やはり一般の町民の皆さんの目線、立場で、ひとつそういう情報の提供はしていただきたいっていうことは、要望も含めて今、町長さんにお伝えをしたいと思います。ですから、そのことも含めて、今後の対応策も含めて、情報の発信の場、政権交代によるいろんなこと、さまざまなことが想定されますけれども、やはり安心・安全なまちづくりっていうのを、一つ大きな目標として標榜されていらっしゃるわけですから、このことは具体的な策をとられるべきではないかと思しますので、このことについても、そのことを含めての、もう一度お話を、全協の場でもありましたけれども、町長さんのお考えを確認しておきたいと思えます。

2点目に、協働のまちづくりということで、お二つほど、2点についてお尋ねをいたします。まず、これまでも全協の場を通じていろいろと御報告はいただいているわけですが、雇用促進住宅の件です。いつも全協の場でもお話、私いつも思ってたのが、もう国と町内の事業者がお話をしているからということで、いつもその程度で、やはり協働の町っていうのであれば町民の皆様方、やはり法人の皆様方、やはり町内に御縁があって所在されているわけですから、もう少し具体的に、例えば中をどのように、国と事業者との間を取り持ったとか、そういう、やはり、今も吉国議員さんのほうから、プロセスっていうお話がありましたけど、このことのほうが非常に重大なことではないかと思えます。その辺のところももう少し、少し詳しく、どういう取り組みを町としてされてたのか、国と事業者の間に入られてどういうコーディネートなり仲介、そういった言葉であらわしているのかどうか分かりませんが、どういう具体的な具体策を持ってお話にされたか。一説によりますと、これも渕上議員さんのほうで、23年っていう期限のお話が、随分とその後新聞紙上では23年という数字が踊っております。非常に、実際に住んでいらっしゃる方にとっては、そういうふうに申されてても、非常に2年後というのは、もう間近な問題ですから、やはり、このことは、住んでいらっしゃる方にもお知らせを、しゃっきりとしたお知らせをしないといけないんじゃないかということでお尋ねをいたします。

それと、もう一点なんですけれども、平生の特産品で残留農薬以上が、県のほうのあれで発見された。摂取量を満たしてないってことなんですけれども、2度と起きないように今後はすると、県と連携をして厳しく対処していくと。この特産品の運営に関しては、いろいろとどのように町のほうで絡んでいらっしゃるかっていうのが、出品される農産物に関してシールっていう話は聞いてましたですけども、じゃあ具体的にどうなのかっていうお話が、ちょっと私も記

憶が定かではございませんので、そのほうのことも確認を、どういう流れだったのか、また今後どういうふうに厳しく対処していくっていうのはされていくのかという、町がどのようにかかわっていらっしゃるのかを含めて、お尋ねをしたいと思います。

最後なんです、持続可能なまちづくりっていうことで、第四次の総合計画ということで、新たな財源確保策っていうことで、今後、平生町としては避けて通れない問題は、電源交付金、先ほど田中議員さんのほうから少しお話が触れました、ありましたけれども、電源交付金のことだろう、ではないかと思います、新たな歳入確保策、大きな財源ですから。このことは、前に愛媛県の伊方で研修していったときに、しましたけれども、そのときに、電源交付金をいただけるには、着手の時期、これも問題だというお話もありましたけれども、まずは整備計画、このことも県との絡みの中で出てくるよと。そうすると、その整備計画は、伊方町、合併しましたから、伊方町という呼び方させていただきますけれども、その整備計画のもとになったのは基本構想であり、基本計画ですよという御説明をいただきました。そうすると、当然今から決めよう、決めて、策定しようとする基本構想、基本計画、この中に、整備計画もきちんとした形で、電源交付金にかかわるもの、触れておく必要があるのかないのか、まず私はわかりませんので、まずそういうふうに明記できるのかどうなのかも含めてお尋ねをして、電源交付金と総合計画の基本構想、総合計画の関係についてもちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） たくさん御質問いただきまして、最初に、まずインフルエンザの対策で申しあげましたように、けさ申しあげましたように、町立保育園に加湿器ですが、これも皆整備をするということで、児童クラブ、それから子育て支援センター、それから各保育園、こういっところは整備をさせていただくことにいたしております。でいいですか。ということですかね。はい。

それから2つ目は、子育て応援手当の関係でございますが、広報等でいきなりということで、この前も御指摘ありましたけれども、本当に今回のようなケースというのは、極めて異例のことだと思っております。国の政策変更に伴うこういう状況でありますから、できるだけ私のほうからも情報発信といいますか、これは、今度はまた子ども手当が実際には動いていくことになると思いますから、またそのときにでも十分この辺の経緯について説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、雇用促進の関係でございますが、これは、町としてどうかといった時点でいろいろ検討して、町としては、なかなかこういう状況の中で買い取るわけにはいかない。町の場合は減額譲渡ということで、この減額譲渡を前提に、町としても、町内の光輝病院の話もございましたので、こら辺についての協議も、むしろ町がそういう意向があるのであれば、しっかりそこ

ら辺の仲介を取らせていただきますということで、いろいろ町が中に入って協議をしていたという経緯。それから、町としてもできるだけそういった減額の対象の施設としてやるように、もしなれば、町が当然推薦をしなきゃいけないというようなこともありますので、これについても十分連携を取りながら対応をして来たということで、ただ、きょうも申しあげましたように、公益法人に限るという形の国の指針、方針が出されるということで、本当にこの残念であります。減額がしていただけないというような状況ですから、この話は断念せざるを得ない。しかし、それでも何とか、今あるんだから、これを活用してもらえんかというようなことも含めて、国には話をして来ておるところであります。なかなか、今新しく、またあれが、制度が変わりましたんで、直接、雇用開発機構のほうとも協議しておりますが、どうしてもそこら辺で、直接のやり取りは電話でできますが、国としての方針というのは、厚生労働省がこれについて方針を出しておりますから、なかなかそのところはということで濁しておりました。そういうことで今、雇用促進住宅については、そういう経緯を踏まえてきょうの御報告に至ったということであります。

それから、4つ目の特産品センターの関係は、今もそれぞれ、あそこの運営協議会のほうに、指定管理者ということでお願いをしております。そこで生産者の皆さんは一定の今日までの取り組みの指針に基づいてきちっとやっていただいております。私たちは信じて、今日まで対応をして来たわけでありまして、今回のこの時点につきまして、状況が発覚をした時点での対応については、運営協議会との対応については、経済課長のほうから若干そこら辺の説明はさせていただきますというふうに考えております。

それと、総合計画との絡みで電源の話が出ておりましたが、当然、交付金については、これは県がどういう形で配分をしていくというのはかかわってくるわけでありまして、整備計画一つを取っても、ある程度の、大体このぐらいというのがわからんと、なかなか計画の立てようもないというようなことで、これは痛しかゆしの部分があるんですが、そこら辺について、まだ今のところ具体的な協議ということになっておりませんけれども、当然、タイミングというのがあると思います。その辺で、状況次第によって、そこら辺の協議ということになれば、当然総合計画にも反映をしていかなければいけないということになろうと思いますし、この辺はちょっと状況を見ながら判断をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 中本経済課長。

経済課長兼農業委員会事務局長（中本 羊次君） 特産品センターにおける残留農薬の件でございますけど今、御指摘のあったように、朝、町長申されましたように、11月30日にそういった事件が起こりまして、今、特産品センター運営協議会と協議いたしまして、近日中に生産者を全員を集めまして、残留農薬の意識啓発に伴う講習会、また研修会を行うようにしております。

そして今、この農家に対しましては今、1カ月の出荷停止を、今特産品センターのほうから命じているところでございます。その内容でございますけど、シュンギクについては、保健所のほうから立ち入りのあれがあったときに、既に、即その日に回収して、センターのほうにもそういった張り紙を出して、消費者の方々にもおわびのお知らせと、そういった情報の提供をさせていただいたところでございます。今後は、消費者の皆さんの信頼回復に、1日も早く努めるように、一生懸命指導してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 済みません。少し聞き方が悪かったみたいで済みせん。もう一度、ちょっと教えてください。まず、インフル対策なんですけど、本部を実施されて、ターゲットは子供っていうことで多分お話を、私の想像の域で、言い方が悪かったら済みせん。子供をターゲットとして、どういうふうな施策展開をしたらいいかということは、お話のテーマであつたらうと私想像するんです。その結果が、たまたま県のほうから、保育園、児童クラブ等には加湿器がいくと。そうすると、あとの児童、生徒のほうはどうなのかっていう問題なんですよ。多分、加湿対策っていうのが有効かどうか、うがい、手洗いが最優先で、加湿っていうのも高温多湿のところインフルがはやってないかといえ、決してそうではなくて、お互いに複合的に使用することで、そのインフルの蔓延を防ぐっていう認識だろうと思うんです。今の医学的見地に近いところでは、そうすると、町長さんの言葉の中で、学校は非常に広がりやすい場所だという御説明があつたんですけども、じゃあそのことは本部のほうでテーマにならなかつたのでしょうかっていうお話なんです。例えば、もしなければいけないで、補助金がなければいけないんですけど、じゃあそれに変わる具体的な実践方法。例えば私が調べた範囲では、休憩時間にタオルを少し水にぬらして振り回してやれば、それに菌がつくとかっていうのが、いろんなことを言われてらっしゃる方もあります。このことを有効に学校教育の中で活用したほうがいいんじゃないかっていう情報、紙上、ホームページ上でも、いろいろやられていますので、そういったことは、同じ、ターゲットが子供、ちょうどインフルエンザの接種も優先順位上位ですから、そういうことはお話のテーマにはなつてなかつたんだろうかっていうことです。それだけです。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後3時15分から再開いたします。

午後3時00分休憩

午後3時13分再開

議長（福田 洋明君） 再開します。山田町長。

町長（山田 健一君） 副町長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） 先ほどの河内山議員さんの行政報告に対する補足をさせていただきます。新型インフルエンザに対する、対応でございますけれども、町として今年の5月に対策本部を設置をして、それぞれ対応をまいりました。この対策本部は、いわゆるその情報の共有であるとか、あるいはその、みんなでそのインフルに対する共通認識をしていくといったようなこともございましたし、また町内で発生をしたらどうしていくかと、そのあたりもその対応をしていく機関として組織をいたしました。

その中で、当然子供さんに対するもの、それからこの役場内の職員が、そのいわゆるインフルにかかったらどうするかといったような協議、あるいは町全体の中での取り組み、そうしたものも協議をまいりました。その中で、学校について、学校関係については、それぞれの学校を中心として教育委員会とも連携しながら、きちんとそれぞれの対応をしていただくということで今までまいってきておりますし、保育園、幼稚園、そうしたところについても、それぞれの施設の判断である程度その対応をしてきていただいたという経緯はあろうかと思えます。

このたびの、いわゆる加湿器の購入についてでございますけれども、このたびのその施策として、厚生労働省が打ち出した事業でございましたもんで、保育園、あるいは子育て支援センター、それから児童クラブと、そうしたその環境整備をしていくということで取り組みをさせていただいたものでございまして、基本的には、うがい、手洗い、このあたりを中心に予防対策をしていくということで取り組みをまいりましたものであります。

また、幼児、園児については、その、いわゆる何と申しますか、体力的に非常に弱いところがあるというようなことで、そのあたりを中心に加湿器の整備をさせていただいたという経緯でございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 最後に要望も含めてなんですけれども、やはり、随分前から、何ていいますか、縦割り社会っていいますか、お役所仕事っていいますか、やはりこの弊害で、一つ子供たちが非常にターゲットになっているんじゃないかなあって思うんですよね。やっぱりせっかくそういうふうにやられたんですから、お金がない時期で大変その財源不足とかというのもわかるんですけれども、やはり、何て言いましょう、人を育てるっていう意味で、子供たちはやっぱり守っていかなくちゃいけないなあ。特に町長さんの朝の発言に、学校は広がりやすい場所っていうふうなのが、非常に私もちょっと不安感を持ちましてお尋ねしたような次第で、そういう、やはり、何ていいますか、そういう形容詞じゃなくて、やっぱり行動、アクションを取ろうっていうことを、ともに取っていきましょうよということをお伝え申し上げて、以上、要望も含めて質問を終わります。

議長（福田 洋明君） 答弁はいいですか。

議員（12番 河内山宏充君） いいです。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。藤村政副議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 行政報告の中で、自治会長集会を開催されましたけれども、11月中旬ですか、この中でいろいろと、会議の中で要望がございました。その要望がなかなか達成されないということでございます。特に、佐賀地区におきましては、自治会長集会連合会というのがございまして、全体の連合会をつくっておるわけでございますが、その中でも要望が出ております。それが、春からの問題として11項目あったわけでございますけれども、その辺の要望の手当が、お金がかかることもございますけれども、全然なっていないということでございます。金がないのであればしょうがないということでは思っておりましたところ、今回の補正予算においては、基金に1,600万円積み込んでおられると。これは純然たる自主財源でございますので、金がないことはないじゃないかというふうな感じがいたすわけでございます。その点、この問題が解決する、それだれの金があれば対策ができるんじゃないかというふうに思います。

また、自治会長が道路改良とか修繕とか、そういうものを建設課のほうに要望として請求をしておるわけでございますけれども、その辺の整理がどうなっておるのか、それをお尋ねしたいと思います。なかなか財源がないということで、自治会長も皆、遠慮しておりますけれども、佐賀地区におきましては、10月の中旬にございました自治会長集会の2週間後に、反省会を兼ねまして、連合会で出前講座を行いました。その中で、要求はしても、なかなかその、先ほどの質問にもありましたように、動かないということが多く言われております。そういう一つの、どういいますか、協働のまちづくりと申しますか、そういう耳ざわりはいいかもわかりませんが、やっぱりその予算措置をある程度やって、草刈りとか、道路改良とか、そういうものをやっていかなないと、限界集落の話もありましたけれども、自治会はだんだん疲弊していくというのが現状じゃないかと思うわけでございます。この辺についての御見解をお願いしたいと思います。

それともう1点、風力発電の苦情の問題でございますけれども、先ほども行政報告の中で、夢風車「くるる」という話もございましたが、一方住民の苦情が出ておると。12月1日の朝日新聞の中にそういう話があります。この経緯がどうなっておるのか、御説明を願いたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の、佐賀地区の自治会連合会での要望等につきまして、11項目出ていて、内容等につきましても、いろいろ対応について協議、検討をしてきておるところでございます。この辺についての具体的な、個々の問題についてはちょっと今手元にありませんけれども、対応についてはしっかり答えていけるところはいくようにという、我々の事情が許す範囲でできるだけ対応していくようにという指示はしておりますけれども、まだ十分でない点もあるう

かと思えます。十分その辺については、改めて私のほうからも中身を再検討して、対応するように検討させてみたいというふうに思っております。

それからもう一点は、この風力の、この前新聞に出ておった件でございますが、これは、総合政策課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思えます。

風力発電所の風車の騒音に対する苦情でございます。こちらは、11月の下旬に曽根地区にお住まいの方から電話がございまして、風車の音が気になってしょうがないんだがということで、まず電話が一報ございました。そのときにお話をお伺いして、後日お宅にお伺いしてちょっと確認したいという話をしております。11月25日に、事業者のほうとうちの担当の者がお宅を訪問しまして、お話をお伺いしました。そのときには、たまたま風がなくて風車が回ってない状況で、実際どういう音がするかということはその場では確認できておりません。訪問時にいろいろ話をお伺いしまして、風の強いときに再度訪問して、その実際の状況を確認するというお約束をしております。そのとき、事業者のほう、事業者の方は東京からと平生に在住しておる技術者がおりましたが、その2名が事業者側で対応しておりますので、まだ訪問をして調査には至っておりませんが、そういうことでお話をしております。そういう状況でございます。

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 風車の関係ですが、新聞に出たのが12月の1日ですね。12月1日ということは、11月30日に全員協議会やってるわけです。その時点でどうだったのか。その辺の事情は、そのときに既にそういう苦情を受けておったのかどうかですね。この辺はちょっとお話をしていただきたいと思えます。というのが、前の日に、その新聞に出る前に、そういう苦情があったのが当然あれば、全協の中で発表してもいいんじゃないかというふうに思うわけですが、その辺がどうだったのか説明していただきたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思えます。

この風力発電の騒音に対する新聞記事は、12月1日の朝日新聞に掲載されているところでございます。その前日に、11月30日に全員協議会が開催ということでございます。事業者と担当課のほうで対応いたしましたのは11月25日で、そのときの話の中で、再度風の強いときに訪問して調査することで了承、御本人が了承されておりますので、当日はそういうふうな対応で終わっておりまして、確かに30日の全協、全員協議会ではそういう苦情があったという報告をしております。一応御本人との話の中で、了承されたということがございましたので、そういう判断をして報告していないというのが実態でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） きょう行政報告の中で、安心・安全のまちづくり等のお話がありました。最近火事や事件など町内で起こってます。寒くなって、火など使う機会が増えてきますし、今月というか、年末には防火パトロールと消防団の協力で行われると思います。年末に向けて、またその防火パトロールが赤色灯を回して、また放送等かけて回りますので、防犯につながると思います。そこで平生署から幹部交番になって、4月になってからある程度経過しましたが、それによって町内幾つか課題が出てきてるのではないのでしょうか。生命と財産を守るための行政としてというお話もありましたが、それらの課題に対する策や方針等あったらお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 失礼します。今から、今の御質問でございますが、火事、また防犯といいますか、事件、そういった気ぜわしいシーズンに入ってくるということでもございます。引き続き今、言われたように、防火のほうはパトロールもしていきたいと思っておりますし、また啓発についても音を流してPR、啓発をしていきたいと思っておりますので、また御協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

幹部交番につきましては、今年から柳井に統合されて、平生の幹部交番ということで取り組みがされておるところでございます。事件、事故等については、行政協力員会議のほうでそういった統合の説明、また、事あるごとにそういう事件については、基本的には110番ということで対応していただきたいということも、ここの幹部交番の署長のほうからも説明もあつたところでございますが、基本的には柳井の警察も含めて即座に対応するというものではございますが、現状からいって、やはり少し手薄なといいますか、人数が、夜でも、やはり交番という位置づけでもございますので、人数的になかなか難しいところもあると思っておりますが、行政としたり、引き続き町長もその辺の安心・安全については、警察のほうに要望なりしていくような姿勢というのはもちろんでございますが、行政としても、一つはやはり地域の、先ほどからいろいろございますが、地域のそういった防犯についても、地域を上げて取り組みをしていかなくちゃいけないというのもございます。なかなか県のそういった体制の中での平生の幹部交番ということでございますので、なかなか難しいところもございますが、皆様方からまた要望をいただきながら、この辺については、言うべきことは言って対応していきたいというふうに、今後も思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。分割して質疑を行います。まず、議案第4号平成21年度平生町一般会計補正予算から、議案第11号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 提出議案に対する質疑を行います。

補正予算の説明をきょう朝受けまして、一つ奇異に感じたことがあるんですが、この経緯を説明してほしいんですが、今度の補正予算の中には、いわゆる国県支出金の額と事業費の額が全く同じという項目が随分あります。いわゆる、国、県、丸抱え事業、そのまま町に移してきた事業という、町は選択だけしてお金は出さないという、これはこういう傾向が今まで見たことのない補正予算なんですよ、こういうのは。大体今まで補助事業等があれば、国県補助金が何割で、地元が何割だという型が多かったんですが、もう何といてもその国や県の、もう県もどうも国の事業そのままのようですが、もう大盤振る舞いって言えばそれまでですが、結局国が決めた細かい仕事を、平生町で出先機関のようにこなされているという側面もないわけじゃないように思いますし、経緯を説明してください。

それで、それと後、個別にまいります。14ページ、庁舎管理費のJアラート受信設備整備事業。この事業についてちょっと、今の防災無線との関係もございしますが、どういう構想なのか、この構想自身もちょっとわかりませんから説明をしていただきたいと思います。これも、先ほど言った、国、丸抱え事業ですね。

それから、26ページ、商工振興費、これもまた不思議な事業なんですが、県の補助事業丸抱えで、消耗品とファックスを購入しますという16万4,000円なんですが、これ事業目的は何だったのか。

それから、27ページ、地震防災マップ作成事業。これは、嫌な思い出があるんです。もう国、このときには、これはこれも国、丸抱え事業ですが、あのときには国の事業にこちらも足して上納するという、外郭団体に上納するというパターンでしたが、この事業、また国の外郭団体に丸々投げて、結果だけいただくという事業なのかどうなのか。まだこの昔の形が残っていく側面ではありますが、ちょっとこれ事業の内容について説明してください。

それから、29ページ。ここもまたおもしろいんですね。防火水槽を、いわゆる地下式ではあるが、既製品を埋め込むという型にしたからこれだけ金額が増えたんだという話だったと思うんですね。この事業、ちょっと説明してください。

それから、ここに関連して、消防自動車を貸してやろうという事業のようですが、この事業、またどんな事業なんですか。これもまたびっくりするような事業で、ちょっとわかりかねますか

ら。

それから、特別会計、国保の10ページ、この財源内訳の変更というぐあいなんですけど、1,000万円を高度医療費に1,000万円振り替えております。大変な金額なんですけど、これは、ちょっとこれ説明をしていただきたいんです。これはもう、一般会計からこれだけなくなれば楽にはなりますけど。

それと、その次のページ、予備費、予備費をこのままこれでいけば3,000万円取り崩してしまうという形じゃないかと思うんですが、これについて経緯を説明をしていただきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今回極めて奇異な感じを持たれたということでございますが、この辺のトータルの流れについては、副町長のほうから御説明を申し上げます。あと、それぞれ担当課のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） それでは、このたびの事業計上に至った経緯について少し説明をさせていただきます。

これは、このたびお願いをいたしました補正につきましては、いわゆる国の経済危機対策、この中の事業でございまして、いわゆる安心と活力の実現といった内容の、国が打ち出した内容の中に、いわゆる地域活性化に対する取り組み、あるいは安全、安心の確保に対する取り組み、それから地方公共団体への配慮といった事業メニュー等々がございまして、そうした中で、町が、いわゆるその今まで必要でありながらなかなかできなかった事業であるとか、あるいはその、知見がありながらできなかった事業とか、いろいろなことがあるんでありますけれども、そうした事業について、このたびその交付金を活用させていただいて、事業に、平生町としての必要な事業に取り組んでいくと。こうした経緯の中でこのたびお願いをいたしておるものでありまして、これまでの3月にも、7月にもお願いをしてきたような経緯もございまして、そうした流れの中で、このたびの予算計上と、計上をお願いしたという経緯でございます。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 失礼いたします。それでは、初めに14ページの中ほどにございます庁舎管理費のJアラート受信設備整備事業でございます。このJアラートというのは、全国瞬時警報システムということでございます。これは、国から、例えば津波警報、また緊急地震速報、また弾道ミサイル発射情報、そういったものにつきまして、そういった対処に時間的余裕のない、そういった事態に関する緊急情報を、通信衛星、通信衛星を使って瞬時に送信するというものでございまして、流れ的には、自治体の防災行政無線のほうに

自動的に立ち上がり、国からの情報が住民に瞬時に伝達する、そういったような流れでございます。このたびの、この庁舎管理費の工事請負でございますが、内容的には受信装置と自動起動装置、これを防災行政無線につなぎまして取り組みをさせていただけたらと思います。これにつきましては、1団体、原則1台と、1カ所ということで、先ほど副町長のほうからの話がございましたが、国の一次補正で創設されております交付金事業により、全額国費で対応をさせていただくものでございます。

それと、29ページの消防施設費でございます。2つほど質問があったと思いますが、まず防火水槽、工事請負費の防火水槽でございますが、これにつきましては、予定をいたしておりました山田地区の防火水槽について、設置条件とか安全性を考慮いたしまして、2次製品といたしまして既存の水槽を設置するという対応をさせていただきたいと思っております。これは、山田地区の、あそこの公会堂がございますが、そのちょっと変則の十字路から北側、北地区ですか、大野側の、あれにちょっと下ったところのカーブの辺、柳本さんの近くでございますが、あのあたりに既存の防火水槽が、民有地の農地の中に、先ほど言われたように埋設されて今までもございました。これが、現在天板がぐらぐらして、もう今でも何かこう抜けるような状況でございますので、ぜひとも早急ということで今年度予定をさせていただきましたが、従来のコンクリート打ちの工法では、いわゆる強度に問題があるんじゃないかということもございまして、また、掘りましたら、また水がかなり出ます。そういった軟弱な地盤であるということもございまして、一体型のこの工法で、2次製品の工法で取り組みをさせていただけたらと思っております。これにつきましては、今までにも曾根の奥地区何かはこういった工法でやらさせていただいた経緯はございますが、そういった対応で取り組みをさせていただけたらと思っております。

それと、これももう1点でございますが、消防自動車でございますが、これも消防施設費におきましては、国から、消防庁でございますが、それから無償貸し付けということの流れがございまして、ここで言いましたら、役務費と公課費、ここで、いわゆる本体は国のほうで無償で貸し付けてくれますが、それに係るもろもろの経費については自治体で見てくださいということで予算組みをさせていただいております。この消防自動車については、これも町長、先ほど朝報告させていただきましたとおり、全国で約200じゃない、250ですか、約ではございません、250台、自治体へ無償貸し付けがされるということで情報が入りましたんで、平生町も手を挙げて、平生町にこの貸し付けが決まったと、決定されたということで、この予算組みをさせていただいております。

この貸し付けの内容でございますが、消防団において救助資機材、救助機材、こういったものの教育訓練の実施とか、消防団の救助対応力を向上させると、そういったことを目的にこのたび取り組みが国のほうでされたということで聞いております。

そういったことで、この車両については本部に設置をさせて、サブ車として設置をさせていただきたいと思いますが、この機材につきましては、例えばAEDとか、担架とか、油圧カッター、チェーンソーとか、エンジンカッターとか、ストライカー、これコンクリートを破壊する器具のようでございますが、そういった物が装備された自動車でございます。これにつきましては、先ほど言いましたように無償で貸し付けということで、所要の登録経費をお願いをさせていただくものでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 中本経済課長。

経済課長兼農業委員会事務局長（中本 羊次君） 26ページの商工振興費の地方消費者行政活性化事業についてであります。この事業は地域の消費者の安全な消費生活の実現を目的とした、消費生活相談スタートアップ事業の拡充といたしまして、消費生活に係る相談窓口の機能強化を図るために必要な機材、事務用品、機器の設置、執務参考資料購入などを行い、窓口に関する住民への周知に係る経費を対象とした事業でございます。この事業に取り組むため必要とする需要費、備品購入費の補正をお願いし、相談窓口を強化し、対応したいと考えているものでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 洲山建設課長。

建設課長（洲山 和久君） それでは、地震防災マップの作成業務につきましてお答えをいたします。

先ほど平岡議員さんから言われたように、これは、国庫補助100%でございます。これは22年度限りにおいて100%ということでございます。これまでに作成したマップにつきまして、平成12年度に急傾斜地崩壊箇所調査ということで、これは、ゼンリンの地図に急傾斜地を示した、危険箇所1、2というふうに示した図面を作成しております。それと、13年度に土石流危険渓流調査位置図ということで、これにつきましては図面、大きな図面で県のほうが作成しております。19年度におきましては、土砂災害危険箇所マップ、これにつきましても県のほうで、平生町を12部に分けて、各地域に配布しております。今年ですが、洪水ハザードマップ、これにつきましては町のほうで平生、大野、曾根地区に6,000部印刷をいたしまして、そこに、平生、大野、曾根に配布しております。

一応地震防災マップの作成でございますが、これにつきましては、阪神・淡路大震災の犠牲者が多かったということによりまして、平生町におきましても岩国断層帯、それと周防灘断層帯、そして東南海・南海沖地震の発生ということにつきまして、それを、それが発生がするであろうということに基づきまして、事業概要でございますが、微地形区分の設定とか、表層地盤の幅の設定、地表での地震動予測。微地形区分の設定につきましては、GIS上でのメッシュ、50ミリメッシュを重ねて、メッシュごとの地形区分データを作成して、地形区分と微地形区分との変

換テーブルを参照して行うものとするということが、大体的内容でございます。これにつきましては、一応県内では、一応下関が作成をしているようでございますので、これも山口県全域に作成するようにと、国のほうからの会議がありました。以上です。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） それでは、国保会計の10ページにございます一般被保険者高額療養費の財源内訳の変更についてでございますが、これにつきましては、8ページにございます高額医療費共同事業交付金の公布に伴いますもので、本来なら高額医療の共同事業の拠出金のほうに充当するべきものではございますが、国、県の負担金及び国保連合会からの配分額によりまして、現在賄われている状況でございますので、今回につきましては、一般被保険者高額療養費に充当させていただくために財源の配分を変更をするものでございます。

それと、11ページの予備費の減額でございますが、これにつきましては、国保会計におきますルール分の基準の繰入金がございます。この繰入金で現在賄えない支出について、準備費を取り崩して財源調整をするというものでございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 説明をしていただきましてありがとうございます。所管のこともありますから、そうでないとちょっとやっておきますが、防火水槽のことがよくわからないんですが、説明では既製品の設置になったから金額が増したという説明をされたと、この中身が知りたかったんですね、どうしてそうなったかが。それと、もう一つ、予備費のことですが、国保のこれ、それこそ、インフルエンザとか何とかいろいろありますが、これ取り崩してあと予備費がなくなって、財源不足をまたどっかから取り崩さんやいけんようになる恐れも若干ないわけではないと思うんですが、その見通しはどうか。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 失礼いたします。今の防火水槽の設置工事でございますが、先ほど申しましたとおり、当初の工法では課題があると、問題があるということで、こうした地盤の軟弱に対応した一体型の水槽の2次製品の工法で対応をさせていただいたらと思っております。当初は400万円計画しておりましたが、これは従来のコンクリート工法で通常お願いしておるものでございますが、今言いましたように、いろいろな課題等が出てきたということで200数十万円の追加で、結局600幾らかということになってくると思っておりますが、2次製品、内容的には2次製品のその本体自体が、もう200万円から300万円ぐらいの物でございますので、容量としたら40トン、これはもう変わりございませんが、そういったことで、今までにも対応させていただいたということもございますが、そういったことで御理解をいただけたらと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） 今回、予備費を取り崩して流用させていただきますが、インフルエンザ等の蔓延に対しましては、基金がございますので、最悪の場合は基金の取り崩しとなりますが、9月にも1,000万円程度積み立てておりますので、特別な場合を除き、今の基金で対応が可能だと思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 14ページのJアラートの件で、私お聞きしたいんですけども、先ほどの説明ですと、全国災害警報装置ということで、衛星通信を経由して、何か事があったときにその警報が発してくるんだということで、その先はどこになるかと言ったら、現行の防災無線につながると、こういうことだったと思うんですけども、実は現行の防災無線ってのは、実はあるのか、ないのか。私の住んでる地区ではほとんど聞こえないというような状況でございます。ということで、現行の防災無線につないだって、事あったときに地震があったり、その何かがあったときに「逃げなさい」ってのは、多分私のとこまでは聞こえないと思うですよ。だから、そういうふうな状況の中で、これちいと無駄金じゃないかなという、これは全額国の、その負担だということですけども、かといって、余り役に立たん物をつけたってしょうがないという感じがするんですが、この辺はどうなんでしょうかね。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまのJアラートの対応のもので、防災行政無線が聞こえにくいということの、ものに伴って、この辺の取り組みというのはどうなのかというような内容ではないかと思えます。実は、行政協力員会議でも、この辺、防災行政無線が聞こえにくいというのはいろいろと聞いております。これにつきましては今、たしか26カ所だと思えますが、子局がですね、これで十分とは思っておりません。今ちょうどこの防災行政無線については、平生町はこの近隣には先駆けて一番に取りつけをさせていただいた町でございます。そういったことで、反対にもう古くなったということで、今デジタル化に向けて、またやっけていかなくちゃいけないということで今、取り組みもさせていただいておりますが、それとあわせて今ございました、聞こえにくい地区については、再度その辺の調査をいたしまして対応もしたいと思えますし、当然、夏場と冬場、冬においては、戸を閉めたり、人がおられたら、外のそういった放送が聞こえにくいというのは当然でございますし、これはいわゆるどんな災害でも瞬時に皆様方に報告、啓発、お知らせをするというのは、なかなか難しいとこはあるというふうにも認識しております。そういったことで、そういった風向きとか、その場所とか状況によっ

ても違うということでございますので、その辺は広報車なり、いろんな媒体、チャンネルを使って、皆様方にはお知らせをする対応をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） これは、半分ぐらい要望になるかもしれませんが、恐らくこれ、町中にある柱上のスピーカーから、町中に向かって放送すると、こういう仕組みになってると思うんですが、往々にして反響がありまして、非常にわかりづらいんですね。わかるとすれば時報ぐらいはわかります。遠くで何か鳴るとるわいということで、時報はわかります。それ以外の、しゃべられたら、何かものを言われたら、何言ってるかわからんと、こういう状況です。したがって、もっとそのそれわかりやすくするためには、スピーカーの数をふやすしか方法はないと思うんですね。これ自然現象ですから、どうしようもない。ですから、もしこれから、その柱上スピーカーをふやすような計画でお考えでしたら、それはやめたほうが私はいいと思います。無駄ですね、というのが、これは私の意見でございます。よろしく御検討いただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今の御意見も参考にさせていただきながら、今後計画をさせていただけたらと、いろいろ取り組みをさせていただけたらと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 所管外のことをお尋ねしますが、28ページの港湾費の財源内訳で、地方債を海岸高潮で30万円組んでおりますが、この辺の経緯をお願いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思っております。

28ページの海岸高潮事業の県事業補助金の財源内訳の起債の30万円でございますが、当初予算で海岸高潮事業の起債として140万円措置しておりますが、このたびの追加の32万円の負担金ございまして、当初の負担金に対しまして、充当率を勘案し、プラス30万円になるということで、このたび30万円プラスで、補正後が170万円の起債となるものでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例から、議案第14号平生町立

平生幼稚園条例の一部を改正する条例までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑は終了いたしましたので、12月10日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に、日程第20委員会付託を追加いたします。

日程第20．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第20、お諮りいたします。議案第4号平成21年度平生町一般会計補正予算から、議案第14号平生町立平生幼稚園条例の一部を改正する条例までの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第14号までの件については、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、12月17日午前10時から開会いたします。

午後4時03分散会

平成21年 第8回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成21年12月17日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成21年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 平成21年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第5号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第6号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第7号 平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第8号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第9号 平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第10号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第11号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第12号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 平生町大田教育文化基金条例を廃止する条例
- 日程第12 議案第14号 平生町立平生幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第4号 平成21年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第5号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第6号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第7号 平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第8号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第9号 平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第10号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第11号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第12号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 平生町大田教育文化基金条例を廃止する条例
- 日程第12 議案第14号 平生町立平生幼稚園条例の一部を改正する条例

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（12名）

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 田中 稔君
6番 淵上 正博君	7番 藤村 政嗣君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 吉國 茂君	11番 平岡 正一君
12番 河内山宏充君	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君	書記 岩井 浩治君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長			弘中 賢治君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	洲山 和久君	佐賀出張所長	村上 勲君
学校教育課長	福本 達弥君	社会教育課長	木谷 巖君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において河内山宏充議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2．議案第4号

日程第3．議案第5号

日程第4．議案第6号

日程第5．議案第7号

日程第6．議案第8号

日程第7．議案第9号

日程第8．議案第10号

日程第9．議案第11号

日程第10．議案第12号

日程第11．議案第13号

日程第12．議案第14号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第4号平成21年度平生町一般会計補正予算から日程第12、議案第14号平生町立平生幼稚園条例の一部を改正する条例までの件を一括議題といたします。

本件に関し、12月9日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。柳井靖雄産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（柳井 靖雄君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成21年12月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第4号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第13号及び議案第14号につきまして、12月14日、委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第4号中所管事項、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第13号及び議案第14号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第4号中所管事項について、商工振興費の備品購入費で、ファックスはどこに設置するものかとの質問に対し、経済課内に設置するとの説明を受けました。

土木総務費では、地震防災マップ作成業務の委託料について、今後どのような流れで作成業務を進められるのかとの質問に対し、発注時期は、今年度2月頃であるが、実際には平成22年度に進めることになる。発注先は、コンサルタント業者に委託する予定で、夏前には完成させたいとの説明を受けました。

学校建設費では、小学校費の普通教室棟改築及び中学校費の屋内運動場耐震改修について、どのような発注の形態を考えているのかとの質問に対し、指名競争入札で実施し、小学校については、分離発注で、中学校については、業務内容を勘案し、一括発注としたいとの説明を受けました。

また、仮設校舎の借上料が減額になった理由は何かとの質問に対し、当初予算では、多目的教室も予定していたが、学校との協議で、体育館を代用してもよいということで、設計段階での減額と、入札により減額となったためとの説明を受けました。

議案第6号については、施設管理費、修繕料の内容についての質問があり、尾国の配水地にある無停電電源装置のバッテリー交換と、大星山からハートピアセンターまでの配水管の漏水に対する修理であるとの説明を受けました。

議案第7号については、公共下水道普及の取り組みの現状はどうなっているのかとの質問に対し、20年度末の普及率で51.7%、水洗化率は、81.79%との説明を受けました。

加えて、整備が完了している地域において、公共下水道へつなぎ込みをしなければならないことを、個別指導するよう要望がありました。

議案第8号については、質疑はありませんでした。

議案第13号については、大田教育基金の資金を学校建設に活用することに対して、感謝状を贈る予定があるのかとの質問に対し、平成2年に寄付をいただいたときに、感謝状を贈っている。今後については、検討したいとの説明を受けました。

議案第14号については、現在、3歳児以下についての規定がどのようになっているのかとの質問に対し、平成11年から3歳児の受け入れを行っている。定員については、すべて1学級35人以下の規定となっているが、安全面等を考え、3歳児については、新たに1学級20人以下に規定するものであるとの説明を受けました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 吉國茂総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（吉國 茂君） それでは、総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成21年12月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第4号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、一時借入金、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第11号および議案第12号につきまして、12月15日、委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第4号中所管事項、議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第11号および議案第12号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第4号中歳入全般について、民生費負担金で、保育料が減額となった原因は何かとの質問に対し、8月、9月ごろに転出者が多かったことから入所者が減少したためとの説明を受けました。

歳出については、民生費の災害救助費で、報償費の災害見舞金の内訳について質問があり、町独自で火事などの災害にみまわれた方に対して見舞金を支給しているが、10月に水越で起きた火災に対し、全焼世帯に5万円を2世帯、半焼世帯に2万円を1世帯に災害見舞金を支給している。当初予算は10万円であり、その補正と今後に対応するためのものとの説明を受けました。

衛生費では、保健師設置費の賃金について、増額の理由は何かとの質問に対し、保健センターの病休の事務職員の代替として、事務の効率を考え、保健師を雇用することによるものとの説明がありました。

消防費では、需用費の消火栓等の修繕料について、点検はどのように行われるのかとの質問に対し、11月にも点検を行っており、消火栓のボックスのふたが開きにくい箇所について修繕を行いたいとの説明を受けました。

また、無償貸与を受ける新しい消防車両については、車庫を整備する必要性はないのかとの質問に対し、古い車両を更新するので、その車庫に配備されるようになるとの説明を受けました。

さらに、防火水槽の設置についての経緯はどうなっているのかとの質問に対し、古い防火水槽で、地域の消防防災に対して緊急に対応していかなければいけないことから、場所も勘察し、1番いい工法を採用して対応したいとの説明がありました。

議案第5号、議案第9号および議案第10号については、質疑はありませんでした。

議案第11号については、歳出において、一般管理費の給料は、職員を増員したことによるも

のかとの質問に対し、1名分を組みかえたことによるものとの説明を受けました。

議案第12号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。

まず、議案第4号平成21年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第4号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の件から議案第10号平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算の件までの件を一括起立により採決いたします。

議案第5号から議案第10号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第5号から議案第10号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を起立によ

り採決いたします。

議案第11号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例から議案第14号平生町立平生幼稚園条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。

議案第12号から議案第14号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第12号から議案第14号までの件は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第13．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第13．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お手元に配布の文書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成21年第8回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時17分閉会